国第百四十二回 会
参議院地方行政
· 警察委
員会会議
録第十二号

3	発性						理事	委員長	出席者は左のとおり。		大訓 狮子若	中原 爽若	下檔案拼告若	īE	岡野 裕君	大木 浩君	群任	四九二十三日	鈴木 省吾君	上出原一天君	芦尾 長司君	辞任	四月二十二日	岩水 浩美君	青木 幹線君	許任	四月十七日	田村 公平村	大野つや子君・	鈴任	四月十六日	委員の異動		午貧十時開会	平成十年四月二十三日(木曜日)
15		高橋	有識	網出	松村	久世		崇科			村訳	長尾	岩井	太田	長谷川	平田	補欠選任		中原	抽締	国非	補欠選任		大木		維欠選任		肯木	鈴木	純欠課任					
護臣君		令則君	正治君	校弘君	龍 岩	公熟若		補治若			收記	立子君	國臣君	最秋君	長谷川道郎君	耕一君			爽君	直岩	正幸君	14		治君	公平君	,,,		青木 幹述者	鈴木 省台州						
〇公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十(4)。(1)5)(一)	D総考人の出席要求に関する性	本日の会議に行した案件		强 月报	中央選挙管理会	参考人	學移住部長		说明真	衛任委員会専門	事 和同创		自治省行政局選	自治省行政局長	報長	四個法制局第三	政府委員	自治大臣	国務大臣						* 1	16.7		*							
作家 城			-	1	静田		内部			入内島			牧之内	给木	3			上杉		岩瓶	護辺	村浜	良	魚住裕	杰山	平田	長谷川	福	中原	谷川	田村	田油	国井	問野	太田
百四十				100000	由人君		27年			修君		100	牧之内修久君	正明若	初初天	in the second		光弘君		良三君	四郎君	牧君	一良君	魚住裕一郎君	蜂男君	耕一岩	長谷川道郎君	立千君	爽君	秀養君	公平名	直記	正幸君	裕君	最秋記
来、いわゆる在外	このたびの公職	7.	〇彩本報二老 点	-	-	で名は打算を起源	○美術長 護和語	Calculation of the same	1 10 00 to 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	○後見み(御料選品	で表別なし	こさいませんか	オノとして出版を	だ 本日 中央教	公司が高さる 一	な機能を持ち	る作についてお書	〇巻員長(業科帯省	1	ました。	て中原疾者、国井で	び上古原一天君が	また、昨二十二六	れ、その補欠として	また、去る十七日	その補欠として鈴木	去る十六日、大野	委員の異動につい	警察委員会を開会、	〇委員長(葉科涌治	-	出、衆議院送付)	〇地方自治法等の	世	回国会内閣提出

一部を改正する法律案(内閣提

正幸密及び田浦直君が選任され 日、鈴木省吾君、芦尾長司君及 日、岩水浩美君が委員を辞任さ 本省吾君が選任されました。 野つや子君が委員を辞任され、 いたします。 要目を辞任され、その精欠とし て大木浩君が選任されました。 いて御報告いたします。 ただいまから地方行政

水めたいと存じますが、御興騰 **治君) 容常人の出席要求に関す** 都を改正する法律策の審査のた りいたします。 **歩管理査委員長者川迫夫君を参**

治君) 御異議ないと認め、さよ と呼ぶ者あり

選君) 公職選挙法の一部を改正

成人の字を用いまして推計をいたしますと、その

数は約五十六万人程度であるというふうに考えて

おります。

ざるを得ないわけでございますが、長期滞在者の

水住者の場合はそれがわかりませんので推計をせ

微道拳法の一部を改正する法律 どいたします。 由民主党の松村能二でございま 順次御発言願います。 人ります。

、選挙法案につきまして、健つか

第百四十二回回会衆議院送 の質問をさせていたださます。

存在する制度であるということで、この法案が通 独樂ではないかというふうに存じます。 の憲法の体制の中におきましても一つの直期的な 過するということは大変に意義深い、また我が国 この法律は欧米その他の国におさましては既に

実験するわけでございます。 コクにいたわけでございますが、遷発像がなかっ ざいますが、そのときは一万人近い日本人がバン て、大変なさま変わりの時代が来るということを た、私自身も投票をしなかったわけでございまし そこで、海外におられる在智邦人は年々ふえ続 私もかつてバンコクに三年間在住したことがご

ち成人が残らかというのはわかっておりますが、 思の要件を政府定では入れておりますけれども、 万人でございますが、選挙権の要件として帰国意 〇政府委員(致之內隆久署) 在外居住省約七十六 と見込んでいるのか、自治省にまず確認しておき と水住者を合わせて約七十六万人が海外におられ け、最新の資料により調べてみますと長期滞在者 たいと思います。 合、有権者として在外選挙の対象者数はどの程度 ることになっていますが、この法案が成立した場 権者ということになります。長期滞在者はそのう これがないといたしますとすべての成人がその有

ということでございます。 れを推計することは現設階においては困難である **煎提にいたしておりますので、そのうち何名の方** が申請をされるかということにつきましては、こ ただ、在外選挙は在外選挙人名簿の申請登録を

第三部 地方行政,警察委員会会跳録第十二号 平成十年四月二十三日 【参騰院】

○検村總三看 大変を数でありますし、回案化の は長は急速でもありまして、今後ともふえ続ける

受であるというふうに考えております。 要であるというふうに考えております。 要でありますし、その住所はある程度の期 とが必要でありますし、その住所はある程度の期 とが必要でありますし、その住所はある程度の期 の政府委員(牧之内隆久着) 在外選挙人名博に登 要であるというふうに考えております。

一方、国内の制度を見ますと、同じ市町村に三カ月以上住所を有した場合に選案人名簿に登録をされているという制度で構築できれる、住所を移動された場合は四カ月関従前のされる、住所を移動された場合は四カ月関従前のされる、住所を移動された場合は四カ月関従前のはます。そういうことから、国内の制度との禁合はも批案いたしまして、引き続き三カ月以上領事をする方が適当ではないかと考えたところでござまする方が適当ではないかと考えたところでござます。

なお、国外転出者につきまして即時登録というようなものを認めますと、先ほどの国内の制度かようなものを認め得ることになってしまいますのいうことも認め得ることになってしまいますので、このような要件を付したところでございます。

ことでありますので、理解できるのではないかとなど選挙の公正確保という選挙の基本にかかわるなど選挙の公正確保という選挙の基本にかかわることを持続三者。国外で引っ越しをされる方もおち

であるというふうな参考人からの担話もあっためであるというふとになると、語学の問題等で大変になったになるところであります。先続、参考人からお話を伺った際に、英、仏、独ぐらいの言葉であれば大きな選挙管理委員会から交付されます。在外選挙入経は、投票に際してこれを提示しなければならないなど、この証明書が重要な役割を果たすことになるところであります。先続、参考人からお話を伺った際に、英、仏、独ぐらいの言葉であれば大きな選挙管理委員会から支援が表でませ、在外選挙入名徳に登録されますと、在外選挙入ればならないなど、この証明書が重要なります。

。申請しても要件を満たさない場合などは、在外 整人名称に登録されないことになります。申請人 をれた、されなかった事実こそ何らかの形で申請 された、されなかった事実こそ何らかの形で申請 考えますが、いかがでしょうか。

けでございます。

 ○政府委員(教之内陸久素) 網指摘のとおりだと 考えておりまして、登録要件に合わないということで登録をしなかった場合はこれを本人に通知してやることが必要だと考えておりまして、具体的には各市町村の選挙管理委員会から個本人に通知した。
 ○政府委員(教之内陸久素) 網指摘のとおりだと

〇松村離二署 次に、本法案では、本期において、当分の間の情量として比例代表選挙に において、当分の間の情量として比例代表選挙に において、当分の間の情量として比例代表選挙に があこととされております。

に関する情報の具体的な関知の状況や在外公館のは、まず比例代表選挙から実施いたしまして選挙は、まず比例代表選挙から実施いたしまして選挙は、まず比例代表選挙のイメージがあるわけでござを争ってという選棒のイメージがあるわけでござを争ってという選棒のイメージがあるわけでござを争ってという選棒のイメージがあるわけでござを争ってという選棒のイメージがあるわけでござを争ってという選棒のイメージがあるわけでござを争ってという選棒の人メージがあるわけでござ

実施を図ることが適当と考えているとの御答弁も 実施を図ることが適当と考えているとの御答弁も あったところと承知いたしております。

海外における初めての投票の実施でもあります。在外公童の協力なくして本制度の円滑な実施す。在外公童の協力なくして本制度の円滑な実施が、組織や体制を工夫して、できる様り海外の有が、組織や体制を工夫して、できる様り海外の有が、組織や体制を工夫して、できる様り海外の有が、組織や体制を工夫して、できる様り海外の有が、組織や体制を工夫して、できる様の内滑な実施である。

〇説明員(内楼昌平豊) ただい 主御指摘のとおりまして、今後生じます選挙人の登録に関する実施には道漏なさを期したいと外務省では考えておりまして、今後生じます選挙人の登録に関する事務、さらには実際の投票に係る事務、これらを事務、さらには実際の投票に係る事務、これらを主なものとして、この作業量を十分批楽し、十分主なものとして、この作業量を十分批楽し、十分主なものとして、この作業量を十分批楽し、十分を表でおります。

具体的には、その事務に当たる外国における状態異の研修、さらには現地に指導官を派遣してが職員の研修、さらには現地に指導官を派遣してが職員の研修、さらには投票時においては立会人等事務の体制強化につきましては、関係各方面の理解をも得つつ努めてまいる所存でございます。の検付権二名・余競院の小選挙区選挙や参議院の提挙区選挙については、このような在外公館や市区町村におきます体制整備など、選挙の執行状況の大きないのでまないかと理解できるところであるというできないかと理解できるところであるというできないかと理解できるところであるというできないかと理解できるところであるというできないかと理解できるところであるというであるというであるところであるというであるというであるというであるというである。

〇枝村離二着 衆議院の小選挙区選挙や参議院の は関すにおきます体制整備など、選挙の執行状況 を見た上で検討という考え方自体は私としてもや ります。一票あるいは十票の差によって当落が決 ります。一票あるいは十票の差によって当落が決 まるということは、国内の選挙でも珍しいことで はございません。そういう意味におきましても、 まず試しにやってみるといいましょうか、できる ところからやってみるといいましょうか、できる ところからやってみるといいましょうか。 ないのきましては理解できるのではないかという とにつきましては理解できるのではないかという とにつきましては理解できるのではないかという とにつきましては理解できるのではないかという

とこういう状況が続くのはどうかと懸念する意見ただし、「当分の間、」と言われましても、すっ

話もあったところでございます。 生かるところではないかと思います。先般のロサ もあるところではないかと思います。先般のロサ

- 風います。 - 風います。 - 風います。 - 風います。

〇国務大臣(上杉光弘美) 柳案内のとおり、在外への国務大臣(上杉光弘美) 柳案内のとおり、在外への協議者がどういう形になるかという事務。それからもう一つは道拳事務。そして、その側における例えば改党名でありますとか個人のことについての道拳の情報を周知徹底するという仕事があるわけでございます。

問題はその周短徹底でございまして、それが非常に可能な地域とそうでない地域がある、また国といたしましては、まずは比例代表選挙に限ったこととさせていただいた次第でございまして、現たととさせていただいた次第でございまして、それが非常に可能ながある。

比例代表選挙を数目やっていただいた経験を踏まえて、在外公童の選挙事務の実験、あるいは選挙の担合いか。それは何回かの選挙を経験しなければわからないことは何回かの選挙を経験しなければわからないことではないか。そのような意味で、今その目追はいつごろだということは申し上げることができないのごろだということは申し上げることができないと知理解をいただきたいと考えております。

大変大切なことでありますから、その辺を十分踏ますし、またその行使について平等を期すこともますし、またその行使について平等を期すこともますし、またその行使について平等を期すこともますし、またその行使について

まいりたいと考えております。

○ なかったということは、日本人がすべてにきっち した。○ 板村龍二君 破後この時点までこの法案ができ

よう、こういうことかと思います。 であっ、こういうことかと思います。しかし今回、多少それは を考えるとなかなか手がつかなかったということ で接性にしてでも、ある食味では少しルーズにして 何様性にしてでも、ある食味では少しルーズにして 何ぞの前の犠牲に目をつぶってこの制度を取り入れ だその前の犠牲に目をつぶってこの制度を取り入れ だった こういうことかと思います。

そういう意味におきまして、戦後これだけたちてきた、あるいはゆとりができてきた、こういうならに思います。今大臣御稽摘のようないるいろをしい問題があろうかと思いますのでなかなか具体的な見通しということはお答えにくいことだと思いますが、在外部人の力々の期待も踏まえまして御祭力いただきたいと要望しておきます。たこ、もちちと見りすることは見せして、

設しておきたいと思います。

まず、投票方法として、在外公庫に出向いて投票する公館投票と郵便投票の併用方式が採用されますが、五十九年当時に提案された技業では、金値投票のみとされていたと承知いたしておりませる。

か。選挙部長にお伺いします。

〇政府委員(牧之内隆久君) 御指摘ございました。 ように、五十九年法案におきましてほ公館投票のように、五十九年法案におきましてほ公館投票のような状況になってまいりました。

世界各国には、いわゆる治安上の問題から日本人の方が住んでおられる、こういうところに短順人の方が住んでおられる、こういうところに短順の選挙期間に一挙に邦人の力々が大量に押しかけの選挙期間に一挙に邦人の力々が大量に押しかけの選挙期間に一挙に邦人の力々が大量に押しかけの選挙期間に一挙に邦人の力々が大量に押しかける支配を実施を来すというおそれがある。それから、いろ支配を米値投票のみで押し通しました場合は、

が大量に動くことについてその危険性が刑拠視されるような地域もある。

こういうことから、このような領事官の区域にこういうことから、このような領事官の区域にいます。

○松村龍二君 対象者の数もかなり多くなっておりますし、選挙人の投幕の便宜を図る観点からむしる望ましい。

次に、在外公館での投幕は原則として選挙期日の五日前までとされております。いわば国内での五日前までとされております。いわば国内での五日前までとされております。いわば国内での大葉に所定の市町村に到着しなければ、せっかくの実に所定の市町村に到着しなければ、せっかくの実に所定の市町村に到着しなければ、せっかくの実に所定の市町村に到着しなければ、せっかくの表別も位だになってしまいます。国内では無板が上日ほどで届くというふうには思いますけれども、世界は広いわけでありまして、東西には悪板が、大野などころ等もある。このでありますが、見解を伺います。

〇献府委員(地之内降久着) 投票用紙は投票時間の終了までに各投票所に到着をしていなければならないわけでございますが、公館投票の場合でございますので、その郵送期間に通常五、六日かかるところが多いということで、原則として選挙期日ところが多いということで、原則として選挙期日の五日前までに投票は行ってもらうというような仕組みにしているわけでございます。

に合わないというような事態を招かないように適の繰り上げを行いまして、市町村までの送付が明しまして、大日前あるいは七日前という形で期限ところにつきましては公配ごとに実情を確認いたところにつきましては会配ごとに実情を確認いただ、世界の勉強によりましてはその五日でも

○ 談別に対処いたしたいと考えております。 ○ 談別に対処いたしたいと考えております。 ・ 参議院で十七日と短くなってきておりますが、在外公館で投票がなされた投票用紙は安全かが、在外公館で投票がなされた投票用紙は安全かが、在外公館では一七日と短くなってきております。 と確から国内へほどのような送致方法を具体的に 検討されているのか、外務省にお伺いしますが、 で外交行のう、あるいはバウテとも称しますが、で 外交行のう、あるいはバウテとも称しますが、で 外交行のう、あるいはバウテとも称しますが。で 外交行のう、あるいはバウテとも称しますが。で 外交行のう、あるいはバウテとも称しますが、で 外交行のう、あるいはバウテとも称しますが、で 外交行のう、あるいはバウテともない。

ある。この の御所見を外務省にお何いします。 の御所見を外務省にお何いします。 の御所見を外務者にお何いします。 の御所見を外務者にお何いします。

○説明員(内腰島平着) 物指摘のとおりでございたいと思っております。

おしておきます。 の松村権工者、海外の有権者からの国政に対する よう要

次に、郵便投票についてでありますが、郵便投票の対象者として、政府業の当初の考え方として、政府業の当れる方は、在外公館から業層な地域に住人でおられる方は、在外公館から業層な地域に住人でおられる方は、在外公館をして対応ができないようなでおられ公館投票として対応ができないようなでおられ公館投票として対応ができないようなによりますが、郵便投票としておりますが、郵便投票としておりますが、郵便投票としておりますが、郵便投票についてでありますが、郵便投票の対象を指定しているのが、単位に、対けの対象を指定しているのが、単位投票の対象を指定している。

私ども日本の選挙制度になれた者からします

と、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フシス、パリ、そのはパンコクなんかも入ると思うっては新事館へ行って投票事業の登録を申請するときは領事館に行くけれども特の登録を申請するときは領事館に行くけれども特の登録を申請するときは領事館に行くけれどもでの後接異は軽便である、こういうふうにこの制度がなったと思うわけでございますが、郵便投票としておおひれどの程度の挿入数を表しているのか、お伺いします。

O説明員(内楼皇平君) 一つの管轄区域内で在留りでございます。

さて、その職使投票に該当する在留邦人の人口さて、その職使投票を取って、この資を参考にし、形で行われておりますので、この資を参考にし、、在留邦人数一万人が基準になろうかと考えて、、在留邦人数一万人が基準になろうかと考えて、おります。

ヨークは未発水劫もう郵便ということではなく ぞうした場合には、一度政令を決めたらニュー は含えないのではないかというふうに思います。 現実の登録者数がかなり少なかったという場合に 〇松村龍二岩 そのような公館でありましても、 後村応することになるのか、お何いします。 に基づいてこの部権投票が導入されたわけでござ ます。したがいまして、今までのいろいろな経験 公館にとっても初めての事務ということでござい の在外投票というのは日本国にとって初めての経 〇説明頁(内藤昌平君) 先生御指摘のとおり、 え、仮に今までの予測された水道よりかなり少な います。今後、実際に選挙が行われる経験を請ま 験でございますし、もちろん私ども外種省、在外 には、御指摘のような見面しを行う必要も出てく いといった状況が続くことが明らかとなった場合 て、公館投票を行う公館として柔軟に見直し、 在外公館としても事務処理上の対応が国難と

除をお伺いします。 ○松村龍二君 自治大臣にお伺いしますが、有権 書の投票の便宜などを考えれば、在外公館から選 書の対象とすべきと考えますが、自治大臣の御見 からまますが、自治大臣にお伺いしますが、有権 をお伺いします。

〇国務大臣(上杉光弘舞) 郵便投票ができる者の の国務大臣(上杉光弘舞) 郵便投票ができる者の が多く公備投票を行うことが困難な在外公額や、 が多く公備投票を行うことが困難な在外公額や、 が多く公備投票を行うことが困難な在外公額や、 とでは各党間で耕畜議がなされまして、衆議院に とでは各党間で耕畜議がなされまして、衆議院に おきましては、在外公舗の所在地から遠隔である 地域に居住する講参人も郵便投票により選挙権を りますことがら、今後の関係政省令の制定に当た りますことから、今後の関係政省令の制定に当た りましては、これを踏まえた内容となるよう自治 ならない、このように考えております。

が、意見として申し述べたいと思います。 うかと思います。また、ある意味ではそういう機 交通の費用、車で二時間とかいろんな非準がある 地域とヨーロッパの都市部の連隔の地域、おのず 決められることとなるわけであります。しかし、 〇松村龍二君 既にお答えいただいたような気も 視して強循矩を確定すべきではないかと考えます 方々が現に投票できるのかどうかという視点を重 るのではなく、むしろその地域におられる邦人の 会にぜひ領事能まで出かけていって投票したい、 から特性が違うわけであります。交通の便、その 口に言ってみましても、例えばブラジルのような ただいま申し上げました公的から減隔を地域と一 しては、私は、地域間の公平やパランスを心配す もあるかもしれません。考え方の基本といたしま 遠隔の地であっても投票したいというような地域 しますが、郵便按照の対象は具体的には政省合で

自治大指の資務見があれば何っておきたいと思

〇国務大臣(上杉光弘書) 在外公館の所在地から 直標地にあるために郵便投票の対象となる地域の きをしてもらうことになるうかと、こう思ってお るわけでございます。世界各国の交通事情やまた とかいる人な地勢的なものとか極めて多岐多様 いとかいる人な地勢的なものとか極めて多岐多様 にわたっておるわけでございまして、御指摘のよ にわたっておるわけでございまして、御指摘のよ にわたっておるわけでございまして、御指摘のよ にわたっておるわけでございまして、御指摘のよ にわたっておるわけでございまして、 におたっておるわけでございまして、 のとが極めて多岐多様 にわたっておるわけでございまして、 におたっておるわけでございまして、 におたっておるわけでございまして、 におかいる人な地勢的なものとか極めて多岐多様 にわたっておるわけでございまして、 におかいる人な地勢的なものとか極めて多岐多様 におたっておるわけでございまして、 におたっておるわけでございまして、 におかいる人な地等的なものとか様的よ は差人の投票の便宜を協議をいたしましてあくまで まえた上で外務省と協議をいたしましてあくまで まるた上で外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてありまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとで外務省と協議をいたしましてあるまで まるたとでいます。

〇楼村龍二基 どうもありがとうございます。 また、先ほどお話がございましたが、在外公館 はいができないような公館、ちょうど昨日が四月 扱いができないような公館、ちょうど昨日が四月 扱いができないような公館、ちょうど昨日が四月 扱いができないような公館、ちょうど昨日が四月 がみ集まった、日本においては何ら問題のない 方が夜集まった、日本においては何ら問題のない 方が夜集まった、日本においては何ら問題のない 方が夜集まった、日本においては何ら問題のない 方が夜集まった、日本においては何ら問題のない うとで参数の で本当にたくさんの邦人が大使館といいましょう かだくさん集まるということが治安上窓ないとい うよう全国もあろうかと思います。

在外班人の安全保護を考えれば、治安上の問題も当然考慮しながら郵便投票の対象とするか公司で、一般的にその国が治安上非常に危険なのかどうかの利定のための明確な基準といったものはならかにその国が治安上非常に危険なのかどうかの利定のための明確な基準といったものはないのかもしれませんが、いずれにせよ、外務省にいのかもしれませんが、いずれにせよ、外務省にいのかも同様に対してもの対象とする。

で、その国の治安状況が選挙直前になって悪化しますが、例えば、公館投票を予定していた公館これとも関連いたしまして選挙部長にお伺いし

たような場合、公館投票に繰り述べることになるたような場合、公館投票が生じることとなりませが、制度上その取り扱いについてお伺いしまかが、制度上その取り扱いについてお伺いしませが、制度上その取り扱いについてお伺いしま

〇政府委員(地之内隊久君) 公館投幕とされた区 は大きな風水事等が選挙直前に起こりまして公館 での投票がもう不可能だというような事態になり ましたときは、公館での投票を行わないというこ とになるのけでございます。具体的にどういう事 とになるのけでございます。具体的にどういう事 さましては、まだ外務者と協議中でございますの きましては、まだ外務者と協議中でございますの で、最終的な結論を得ておりません。

ただ、いずれにいたしましても、そのような場合にこれを繰り延べて投票できる、時間をおくらせて、あるいは数目たってからということになります。また、ある公館の投票できる、時間をおくらの投票用紙を送付していかなければならないわけになりますので、投票結果がそれまで確定しないということは避けなきずならないということになりまして公舗を設定しないということは避けなきずることになりましたときは、改めて行わないということになりましたときは、改めて行わないということになりましたときは、改めて行わないということになりましたときは、改めて行わないということになりましたときないという仕組みにいたしているところでございます。

〇松村龍二老 系便投票に関連いたしまして、短い設定運動期間でもありまして、郵便投票の投票 申前請求も認めるべきではないかと考えます。あ 事前請求も認めるべきではないかと考えます。あ 事前請求も認めるべきではないかと考えます。あ 事がじめ選挙の期目がわからない衆議院の総選挙 はともかくといたしまして、少なくとも任期満了 はどもかくといたしまして、少なくとも任期満了 はどもかくといたしまして、少なくとも任期満了 はどもかくといたしまして、短 かつごろから投票用紙の交付を予定しているのか お何いします。

○政府委員(牧之内陸久君) 郵便投票の場合は、

いしま 具体的には、任期満了選挙でありますれば例えるのま ということが必要であるうと考えております。 いなのま ということが必要であるうと考えております。 いるでは、一往復半を要するわけでございますので、でいてなる 禁用紙に記載をしてそれをまた送るということ

具報的には、信無池了漢字でありますれば例え あるいはまた衆議院の解散に伴う選挙であります れば解散の日から送付ができるようにというよう なことを検討いたしておりますが、まだ最終的な なことを検討いたしておりますが、まだ最終的な なことを検討いたしておりますが、まだ最終的な なことを検討いたしておりますが、まだ最終的な なことを検討いたしておりますが、まだ最終的な なことがございます。

された方々に限って厳格な手続のもとに認められ 〇政府委員(独之内降久君) 国内での事便投票に 郵便投票がかなり掲広く認められることになりま 〇松村能二者 このように在外選挙におきまして 認められていたのでありますが、昭和二十六年の 出てくると思いますが、見解をお何いします。 投票を認めるべきではないかということが論理上 難である様だきり老人の方々などにも同様に郵便 害者予報等を持ってその障害の程度が公的に証明 う経緯がございます。現在の郵便投票は、身体障 統一地方選挙におきまして不正が非常に多く出ま つきましては、御案内のように、かつては幅広く 害者等に限って四十九年に再度制度化されたとい して二十七年に廃止をされまして、一部の身体除 すと、国内の選挙人で実質的に選挙権の行使が困 ているわけでございます。

一方、高齢化の進展に伴いまして寝たさり老人 の方々が非常に増大をしておりまして、通所八十 万人、また在宅の寝たさり老人が三十万人を鑑え をいうように言われております。これらの方々 は実際には投票権がありながらその投票を行えな いという実情にあるわけで、これらの方々が実際 に投票できるように何か仕組みを考える必要があ るのではないかということは私どもも考えている わけでございます。実際にその郵便投票というこ わけでございます。実際にその郵便投票というこ か力法を用いますと、今申しましたようなこれ うな力法を用いますと、今申しましたようなこれ うな力法を用いますと、今申しましたようなこれ

本うに考えております。

うにという強い要様がなされております。 おられる船員の方々からも洋上で投票ができるよ 様である方々といたしまして、長らく抗海に出て 様である方々といたしまして、長らく抗海に出て

最近はハイテクの時代でありますので、ファクスあるいはパソコンのインターネット等いろいろな最新の電子機器を利用いたしまして実現が可能な最新の電子機器を利用いたしまして実現が可能ないかといった強い要型が寄せられていると表表ますが、この点についてはどのようにお考えきますが、この点についてはどのようにお考えますが、この点についてはどのようにお考えか、自治大臣にお伺いします。

○国務大臣(上杉先弘者) この件につきましては たびたび私、直接陳情もございましたが、船員の とであります。

(金) は実態面等から検討を重ねてこられたところでございまして、昨年には連用面の改善として、 性がに選挙の日程が定まっていなくとも構定船 がは実態面等から検討を重ねてこられたところをいは実態面等から検討を重ねてこられたところを を必続明の投票用紙等を昨年度中に交付した例も あることはもう御事知のとおりでございます。ま たしておるわけでございまして、これらもその実 様投票の実験等も行われた、このように承知をい たしておるわけでございまして、これらもその実 でしておるわけでございまして、これまでも法園面あ としておるわけでございまして、これももその実 をしておるわけでございまして、これまでも法園面あ のといは実態面等から検討を重ねてこられたところでござ をしておるわけでございまして、これまでも法園面あ のといます。ま ないます。ま のといます。ま のといます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところに本知をいます。ま のといるところでございます。ま のといるところに本知をいます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところでございます。ま のといるところに本知をいます。ま のといるところでございます。ま のといるところに本知をいま のといるところに本知をいます。ま のといるところにないます。ま のといるところに本知をいます。ま のといるところにないるところでございます。ま のといるところにないるところでございます。ま のといるところにないるところでございま のといるところにないるところでございま のといるところにないるところにないるところでございま のといるところにないるところでございま のといるところにないるところでございま のといるところにないるところでございま のといるところにないまではないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるころにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるところにないるころにないるところにないるところにないることにないるところにないるところにないるところにないるところにないるころにないるころにないるところ

います。

ただ、ファクスは基本的にはコピーの性格を有しておるわけでございまして、技楽用紙公治主義のか、手たしてそれが本人のの関係をどう考えるのか、果たしてそれが本人のの関係をどう考えるのか、またしてものが十分中られるのか、強保されるのかというものが十分中られるのか、強保されるのかというものが十分中られるのか、強保されるのかというものが大力中られるのか、強保されるのかというものが大力中られるのが、関き数き検討をいたしたいと考えておりまが、引き数き検討をいたしたいと考えておりまが、引き数き検討をいたしたいと考えておりまが、引き数き検討をいたしたいと考えておりまか、引き数き検討をいたしたいと考えておりまか、引き数き検討をいたしたいと考えておりまか、引き数き検討をいたしたいと考えておりまか、引き数き検討をいたしたいと考えておりまか。

〇松村龍二島 先はどもPRの問題について決定 の内容等が広く海外の数多くの邦人の方々にわかりやすく周知され十分理解していたださません 座の内容等が広く海外の数多くの邦人の方々にわかりやすく周知され十分理解していたださません と、現実に在外景等人名簿へ登録申請することも と、現実に在外景等人名簿へ登録申請することも と、現実に在外景等人名簿へ登録申請することも と、ままに在外景等人名簿へ登録申請することであり ます。

先ほどお話しいたしましたニューヨーク、ロサンギルス等の日本企業の出先といったような方もおられるでしょうし、学生が似学しているのが多があろうかと思いますが、極めて重要であると思か難しいかと思いますが、極めて重要であると思います。

また、あわせてお伺いしますが、選挙が近づいた場合、選挙期日あるいは名簿を届け出た政党名でありますが、どのような問知方法を考えておられますが、どのような問知方法を考えておられますが、どのような問知方法を考えておられますが、選挙部長にお伺いしますが、選挙が近づい

に周知するということが極めて重要でございま 制度化されました晩には、これを在外罪人の力々 関連の表情(牧之内職久君) この在外選挙制度が

(コピーの性格を有) そのために、まず自治省におきまして在外選挙(コピーの性格を有) がいたしまして、これを在外公館に送付し、在外公してそれが本人の いたしまして、これを在外公館に送付し、在外公してそれが本人の いたしましては現地の日本人会等も活用しながいがあるのかとい を考えております。また、国内におきましては、個別でございます に出られる方々につきましては都道府県の放発発展がら、またいらい 行送口などで周知を戻っていくというように考えとから、またいらい 行送口などで周知を戻っていくというように考えとから、またいらい 行送口などで周知を戻っていくというように考えという。またいらいます にあるところでございます ておるところでございます ておるところでございます ておるところでございます。

また、現実の選挙になりました場合は、選挙加また、現実の選挙になりました場合は、選挙加また、現実の選挙になりました場合は、選挙加

ますが、そういうものも勉強しながら多角的に対 ります。またインダーネットの活用、これからま りましても、本当にいるいろな面から外務省、自 させるわけであります。ただいまお話を何ってお 応してまいりたいというふうに考えております。 がら問知を図っていただくということを考えてお 公館の方にお送りし、また日本人会等も活用しな の方で情報が確定いたしましたらこれをまた在外 でございますが、これらにつきましては、私ども 組んでいただけるという確信を持つわけでありま 委員会とも十分な連携、連絡をしてしっかり取り が、それだけに慎重な審議の結果この制度を発足 を最後にお何いします。 すが、本制度の実現に向けまして自治大臣の決意 **給省とも、また今後は各地方公共団体の選挙管理** 〇松村龍二君 日本は出おくれたわけであります た新しい情報伝統手段もいろいる出てくると思い 国外でございますのでいろいろ動物はあるわけ

□政議業の遺を関くということは政治の責任でも がに居住される方が近年とみに増加をしておるわ がに居住される方が近年とみに増加をしておるわ のことでございます。国際化の進星等を考えれば当然 のことでございます。国際化の進星等を考えれば当然 のことでございます。国際化の進星等を考えれば当然 のことでございます。

こざいます。

は、新しく国外 〇枝村龍二君 どうもありがとうございました。 を発素材を作成 して、ぜひとも今国会においてその実現を関りた 遊付し、在外会 いと考えておる次第でございます。委員各位の提 進行し、在外会 いと考えておる次第でございます。委員各位の提 さくということ 傷りまして制協力いたださ、ぜひ海外在住者の護 等も活用しなが 理解はもとより、この法案について十分御審議を 等も活用しなが 理解はもとより、この法案について十分御審議を さくということ 傷りまして制協力いたださ、ぜひ海外在住者の護 のと考えております。 して、ぜひと考えております。

○ 回租日優弘者 民主党の明日でございます。 ○ 時間がありますが、これで終わります。

私は、胃頭に、ただいま識絶となっておりますのと、胃頭に、ただいま濃絶となっておりますのでであるについて大臣の基本的な認識を幾つかお何いしたいといて大臣の基本的な認識を幾つかお何いしたいというふうに思います。

ただ、張り返ってみれば、もう少しこの問題はこの機能が始まったということを聞いておりません。改めてこの間の経過をす。その意味で、改めて諸先輩の責に、我が際におい口を対象くの回復議員からの問題提起がなされてても数多くの回復議員からの問題提起がなされてても数多くの回復議員からの問題提起がなされてても数多くの回復議員からの問題ということを聞いております。その意味で、改めて諸先輩の責に、我が際においただ、張り返ってみれば、もう少しこの問題はただ、張り返ってみれば、もう少しこの問題はただ。張り返ってみれば、もう少しこの問題は

何いしたいと思います。

しましたが、近年の国際化の進展に伴いましてさ の国務大臣(上杉光弘君) 先はどもお答えをいた

になっておるわけでございます。 われておるわけでございまして、我が国において まざまな分野での国際交流というものが活発に行 も国際化の彼というものは肌身に伝わるほど避ん

御道力をいただきまして、これまでいろいろ試行 いまして、ぜひとも今国会中に、特様の御理所、 けでございます。大変また意義深いことでもござ でございまして、これら外国に在住される方々に 外にお住せいになる方もたくさんふえておるわけ 意味では交流そのものも増大しておりますが、海 ます。海外に居住される日本人の方もそのような 国が果たすべき役割も極めて大きいわけでござい えておるところでございます。 錯誤も繰り返されてきた議論でございますが、第 国政権加の道を聞くということは、先ほどお答え しましたまさに政治の責任だと私は考えておるわ 歩を踏み出させていたださたい、このように考 こうした国際社会の中にありまして、また状が

の制度をつくることについてかなり時間がかかっ 〇朝日便弘君 先ほども申し上げたのですが、こ いち早く取り入れているというふうに聞いており てしまいました。既に西欧各国では同様の制度を

的な選挙制度の考え方、そこに問題があったので 制度の創設がこれほどまでにおくれてきてしまっ かわらず、なぜ我が国においてこのような新しい うと思うんです。そう大きな違いはない。にもか 私は、こういう今幾つか酬題点として挙げられた ざまな利害のぶつかり合いがあるとか、こういう があるとか、さらにつけ加えれば、販売間のさま いは国と自治体との事務分担や責任の所在の問題 務を担う各省庁間の副整が必要であるとか、ある までおくれてしまったのだろうか。例えば選挙事 ような課題は日本だってほかの用だって同じだろ 点がいろいろ指摘されていたわけですが、しかし なぜ日本においてこの新しい制度の創設がここ

> ると思っているんです。その経過を踏まえたため ないか、そのためにここまでさまざまな理由があ 答にというか厳格にというか公正にというか、そ もあると思います。 〇国縣大臣(上杉光弘者) 私は、これは経過にあ 大臣はこの点、どんなふうにお考えでしょうか。 はないかというふうに私は思っているんですが、 りましたけれども、取り組みが難就してきたので している思想にそもそもの問題点があったのでは の選挙制度そのものの持っている、あるいは内在 はかたくなるわけです。そういう意味で、我が国 はないかというふうに実は考えております。 に非常に慎重にならざるを得なかったというもの このところにこだわればこだわるほど制度として つまり、どうしても選挙制度といいますと、

なっておりまして、その間、海外に居住される日 業議院解散によりまして残念ながら廃棄となった いますが、昭和五十年代前半から在外遷攀側度の 人の通挙問題が最後先課題の一つとして協議が進 与党三党の選挙制度協議会においてはこの在外邦 本人の方もまた著しい増加が見られたわけでござ わけでございます。その後、衆参の定数是正や道 す。この検討を進めました結果、昭和五十九年に 制度化に向けて検討が始まったわけでございま でいないます。 められ、昨年五月に三党の合意がなされたところ しても平成六年度以降論議が本格化をしまして、 います。これらを顕まえまして、各党におかれま 拳副度の改革が国会にお行る検討課題の中心と 在外選挙法案が提出をされましたが、六十一年に まず、経過から申し上げますと、御承知だと思

制度化に当たりましては、例えば一つには選挙人 うするのか、これは先ほど議論にもありました 名簿の登録手続をどう定めるのか、投票方法をど ものが必要となってくるわけでございます。その きましては、我が国の国外における選挙の実施と いうことから、国内の選挙とは異なる手続という このような経過もございまして、在外選挙につ 在外公館投票と郵便投票を併用するかどうか

> 外国には国内のように及びません。しかし、海外 をどうするのか。 の取り扱いをどうするのか。司法権というものは わけでございます。こうした選挙犯罪の取り扱い が適用される以上は選挙の犯罪というものがそこ で投票するにいたしましても、選挙法というもの には当然あるという前提に立たなければならない ということ様でございます。それから、選禁犯罪

きたいと思います。 あるいは技術的にも十分な検討が必要であったと いう点が多々あった。このように御理解をいただ こういうふうに多面にわたりまして立法地領上

ところでございます。 任いたしましたが、そのような報告を受けておる 等の検討を行う必要があったので時間がかかった のではないか。私、昨年の九月十一日に大臣に就 したがいまして、経過と同時に、これらの問題

との協議の上、在外遺秘法案を取りまとめた次第 でございまして、昨年の通常国会に提出いたした ように御理解をいただければありがたいと思いま 領重にこれらを扱ってきた、検討してきた、この は事実でございまして、このような経過と、また ものでございますが、かなりの日時を娶したこと おけるさまざまな怪骸の経緯を踏まえ、外務省等 自治省といたしましては、このような各党間に

ところをもう少し基本的に変えていこうというそ 国の選挙制度そのものの持っているかたさという ております。ですから、そういう意味では、我が いか、その問題の一つであるというふうに認識し 緩やかな仕組みに変えていく必要があるのではな 制度の中でもっと広く技界権を行使できるような 翻ってみますと、まだまだ、そういう日本の選携 味で非常に評価すべき点があると思うんです。 が持っているかたい構造を一歩打ち破るという意 仕組みをつくろうという問題は、日本の選挙制度 の改正、海外在住者の皆さんが投票できるような は私も承知しているわけですが、私は、今回のこ 〇朝日俊弘君 確かにそういう経過があったこと

ことが大変重要だと、そういう意味であえて大臣 ういう踏み切りができるのかできないのかという にお考えをお尋ねしたわけであります。

ないかということも指摘されております。ずっと からず選挙だと指摘されている方もありますし、 う、そういう意味では何々するべからずというべ あれをしちゃいかぬ、これをしちゃいかめとい 直化をもたらして、その結果、本来の目的であ 規制をかけるということは選挙制度そのものの硬 認めますし、そのことによって公正な選挙の実施 に普通選挙制度を導入した当時の発想あるいは特 問題をさかのぼってみますと、そもそも大正時代 にもなりかねないわけであります。 権を行使していただくという目的を阻害する要因 る、つまりできるだけ多くの国民の行さんに選挙 す。しかし、余りに厳正にあるいは余りに過度に たって一定の規制とかルールが必要であることは ているんじゃないかという気がしてなりません。 また、そもそも選挙運動の期間が知過ぎるのでは 組みから今日なおまだ抜け切れていない点が残っ ということが必要であることは承知しておりま 我が国の現在の選挙制度について、ある人は、 もちろんそうはいっても、私も選挙を行うに当

うような作業に着手していくときに来ているので どのようにお考えでしょうか。 はないかというかうに思いますが、この点、 もっとやわらかい、ソフトな形に持っていくとい 自自化をしていく、 会に今後さらに思い切って緩和していくあるいは が国の選挙にかかわる諸規制について、これを機 きているわけですが、そのような観点からも、 るハーモナイゼーションということが強調されて る。今国際的にさまざまな分野で制度を制和させ の現行制度は国際的に見ても異質な面を残してい が採用されてきている。それから見ると、我が国 に国際的にはごういう在外資準の投票の問題ある いは郵便投票の問題を含めてかなり緩やかな制度 一方、先ほど来も議論がありましたように、 そして選挙制度そのものを

〇国務大臣(上杉光弘君) 選挙運動は、 候補者の

を与えるものでございます。 を与えるものでございます。

その点からいたしますと、網指摘のとおり、現での一定の規制が設けられておる。私、国家公安での一定の規制が設けられておる。私、国家公安での一定の規制が設けられておる。私、国家公安を負長も兼ねておりますから、何もできない、演委員長も兼ねておりますから、何もできない、演奏目長も兼ねておりますから、できないというか、そういうことをいたしております。

そういうことではありましても、委員おっしゃそういうことではありましても、委託に、その観点からすればできるだけ自由化すべきだ、ソフト化すべきだと、こういうことですぞれがある。こういう意味で、選挙がゆがめられるを確保するには選挙連順に一定のルールを設けることが必要であるとの現行法の中で、この規制がこのような観点からなされておる。また、各党会とのような観点からなされておる。また、各党会とのような観点からなされておる。また、各党会との場合を置まえて、今日のものとして積み上げられておる、こう思うわけでございます。

ように私は考えておるわけでございます。 後取り組んでいかれるべきものではないか、この 後取り組んでいかれるべきものではないか、この 一口で言えば、民主主義の成熟度のペースとい

選挙運動はある意味では選挙の主体づくりでも 選挙運動はある意味では選挙の主体づくりでも まずは各党会派におきまして十分御勤動いただき まずは各党会派におきまして十分御勤動いただき まして、方向づけをしていただきたいと考えてお ります。

○範目候観君 私も先ほど注意深く表現したつもりで、無判限に自由化しろというふうに言っておるつもりではないわけです。ただ、国際的に見てるつもりではないわけです。ただ、国際的に見ても非常にまだかたさが残り過ぎているという点はも非常にまだかたさが残り過ぎているという点は

さたいと思います。
とないと思います。
をないと思いますが、ぜひ国の側ももう少しよりとからに成熟していくかということを強く要譲しておりていたださたい、このことを強く要譲しておりますに成熟していくかということとも関連する

表に、先はど松村委員とのやりとりにもあった。

であります。。
であります。
であります。
であります。
であります。

この当分の掛比例代表選挙に限るということにでいて、既に大臣はさまざまな理由を挙げてまずは比例選挙からやりたい、こういうお監をもる起は比例選挙からやりたい、こういうお監をしましてべられているんですが、いろいろお匿をしましてべられているんですが、いろいろお匿をしましてべられて対し候様者個人の氏名とか具体的な政見の中身を周知徹底するのはなかなか大変だとかというような理由を挙げておられる理由というのは説得力に乏しいと数は思うんです。

つまり、仮覚についても当然さまざまな情報提 きゃいけない。同様に、実補者個人についても、 きゃいけない。同様に、実補者個人についても、 きゃいけない。同様に、実補者個人についても、 とも御自身が知りたいという意思さえ持っていれ ば、それらの情報を世界どこに性んでいても十分 ば、それらの情報を世界どこに性んでいても十分 は、それらの情報を世界どこに性んでいても十分 に入手できることが可能なシステムになってきて いると思うんです。そうすると、今まで大臣が当 分の間比例代表選挙に振ってというふうに言われ ている理由というか根据もどうも批得力に乏し い、少なくとも私自身はなかなか納得できないと いうふうに感じています。

ついても在外選挙の対象とする実施時期についあって向方で一つなわけですから、選挙区選挙にあって向方で一つなわけですから、選挙区選挙に挑議がら出発せざるを得ないとしても、当人は世ざるを得ないのか。仮にとりあえず此のめて、なぜ当分の関比例代表選挙に限るといのので、なぜ当分の関比例代表選挙に限るとい

だろうか。
だろうか。
だろうか。

私は、この点があるから、つい先日の参考人の なは、この点があるから、つい先日の参考人の のように申し上げた。あと牛歩足りないから牛 ま前進だということを申し上げた。ぜひ改めて、 なぜ当分の関比例代表選挙に限るというふうにさ なぜ当分の関比例代表選挙に限るというふうにさ など当分の関比例代表選挙に限るというふうにさ などおりの選挙ができるようにするための に、法文どおりの選挙ができるようにするための に、法文どおりの選挙ができるようにするための に、法文とおりの選挙ができるようにするための でしょうか。

対するありよう等も十分見させていたださまし

館等の選尾事務体訓等も見、また有権者の選挙にいただきまして、何度かの経験を踏まえ、在外公

て、そして次なる対応をしていきたい、こう考え

らないわけでありまして、まず比例区からさせて

〇国務大陸(上杉光弘書) 梅承知のように、世挙 に選挙は立候補の締め切りをした後、候補者が確 定されて選挙会報が印刷され各家際に国内では配 されるわけでございまして、選挙してもらう側に立 たますと、国内と国外の差が出てくることは必然 でございます。また、その事務も膨大なものにな でございます。また、その事務も膨大なものにな るわけでございます。

ところが、放発名を書く比例選挙は、政党というのは、今日のように目まぐるしく変われば別ですのないますが、ある程度その政治姿勢あるいは基本的な政策、これはもう既に国内であろうとも情報というものが伝わっておるわけでございまして、選挙候補者が確定する選挙区けでございまして、選挙候補者が確定する選挙区にはないか、私はそのような認識を持っておるわけはないか、私はそのような認識を持っておるわけでございます。

して、在外公館等の選挙事務の体制がどうなってすから、間違いない選挙体制、事務体制も含めまし、海外投票という画期的な第一歩でもございましたがいまして、初めてのことでもございます

けない 守ってまいりたい。また、その経験を踏まえた後明確に ますとか、それぞれの国の対応というものも見いただ リカでありますとか、あるいは発展途上国でありだとい おるのか、これはヨーロッパでありますとかアメ

つまり、くべんことっていなりは、を発見り行ですが、一つだけもう一度お尋ねします。 の朝日使弘君 どうもまだ御理解いただけないん

うにおっしゃっているように関こえるんです。 何か何回かやらないとできないんだというふしゃる。何か後担しているように聞こえるんですしゃる。何か後担しているように聞こえるんですしゃる。何か後担しているように聞こえるんですしゃる。何か後担していることに、今の大臣のお答えは何度現をされたそのことと、今の大臣のお答えは何度なる。何か何回かやらないとできないんだというふうな表情にある。

されてこの対応があった、こういうことでござい て、結果的に各党がこういう形で附帯決議を提出 ただいま申し上げたようなことを申し上げまし 〇国務大臣(上杉光弘君) 私、衆議院の議論でも

させていたださたいと考えております。 気持ちは十分重く受けとめまして、傾頭に対応を でございまして、この「可及的速やかに」という 選挙権の行使をしていただくようにという気持ち いただいて、そして嫌理のない形で選挙区選挙の なっておるのか、そういうものも見きわめさせて すとかあるいは選挙の実態がそれぞれの国でどう 験をさせていただいて、在外公館の体制でありま でもというわけにはまいらない。これは何度か経 すが、これはいささかちょっと問題が、あしたに はもうあしたでもと、大体言葉的にはわかるんで 「可及的認やかに」といいますと、日本語的に

ことをやめますが、ただ一点だけ指摘しておきた 〇朝日俊弘君 もうこれ以上さらに質問を重わる

いという人たちの権利に変にプレーキをかけてい りません。むしろ、そのことによって投票をした も求め過ぎているのじゃないかという気がしてな なきゃいけないみたいな発想を、洋上にも在外に その選挙公報を含めて何か隅々まで情報を提供し ような形での情報提供をしようとするのは困難だ ない人にしる、国内に居住している人たちと同じ あった在外邦人の問題にしろ洋上投票せざるを得 ん無理だと思うんです。何えば、先ほど議論が 外でやろうというふうに考えたら、それはしょせ 報の提供とかそういうことと何じようなことを海 と思うんです。ある意味では、私は国内において 私は、国内で行われている選挙、例えば選挙公 ストップさせている。そこのところ よってこういう数字が把握されている。

とだけは特に私は蛛調しておきたいと思います。 はぜひ、先ほど質問した趣旨でもありますが、 りますので、できるだけ重複を避けてお尋ねした 度への転換の作業に着手する必要があるというこ ちょっと発想の伝換をして、よりソフトな選挙制 いと思います。 いて、先ほどの松村委員からの質問とも若干ダブ いした上で、幾つかこれからは具体的な課題につ それでは、以上基本的なお考えを大臣からお何

を担据しておられてその数字の根拠は一体どこに いと思います。 あるのかということを、主学外務省にお尋ねした 対象となる人たちについて、どういうふうに数字 という気がしているものですから、新たな削度の 数字はどうやって出てきているのか。その推計と ふうに自治省の方が推計をされたんですが、この そ七十六万人程度で、そのうち成人で選挙権を有 すが、先ほどのお話ですと在外邦人の数がおおよ 新たに今回按照のチャンスを与えられる人たらで で新たな在外投票の制度の対象者となる人たち、 いうのはもうちょっときちんと把握できないのか している人たちが五十六万人程度であろうという まず最初にお尋ねしたいのは、今日の制度改正

〇観明員(内蔵書平者) 外務省では、毎年在外公 行っております。 館を通じまして海外における在領邦人実施調査を

〇朝日後弘岩 今の御説明ですと、実態調査に ましたように、成人数はその約七割銭という見当 す。これに、先ほど自治省の方から御説明があり 月現在で約七十六万人という数字が出ておりま で数字が推定されているわけでございます。 それによりますと、最新の統計では平成八年十

辺はどうなっていますか。 ことができるんじゃないかと思うんですが、その と思うんです。そういうところで数字を把握する 届をちゃんと出しなさいということになっている 三カ月以上でしたか、海外に在住する場合は在留 ところで、現行の創産では長期間にわたって、

> に規定がございます。 〇規明員(内藤昌平君) 御看議の在僧屈は旅療法

登録されないということなんで、あくまでも一人 ういう意思を持って領事館に行かないとちゃんと す実態調査を下回っているわけでございます。 底していないわけでございます。したがいまし ころは前別がございませんので、現実としては微 その限りで義務ではございます。ただ、実際のと までも義務にはなっているけれども、資本人がそ 〇朝日僕弘君 どうなんでしょうか。これはあく ればならないというふうに書いてございまして、 住する者は、当該兼域の領事官に届け出をしなけ 一人の替さんの協力というのが必要になってく て、この在習届の総計は私どもが毎年行っていま その十六条によりますと、三カ月以上外国に居

思っておられるのか、その点、さらにお辱ねして られるのか、今後何らかの対応策を考えたいと て、外務省としてほどういうふうに受けとめてお おきたいと思います。 さて、そういう実践になっていることについ

○説明真(内藤昌平君) 私どをはこの在帰居の助 題金織は持っております。 行が行われるようにということは、かねてから問

また結果としては在僧屋の動行にもつながろうか 答れることが前提になっておりますので、これが 使するために邦人有権者おのおのが自発的に登録 に、この在外選挙の実施ということになります 外公館、さらには都道府県の旅券交付窓口、これ ました啓発広報活動を行っておりますし、現地在 中ではラジオ番組あるいは海外向け広報聴を使い 届善及月間というような催しも行いました。その と、漢様人名簿の登録、これはまさしく権利を行 を通じて周知を図るように努めております。さら がございます。例えば、平成八年十月には、在留 したがいまして、まずこの広報努力ということ

〇朝日俊弘君 わかりました。

では今度は、その在外邦人の実数をどうやって

把握するのかという問題と問題して自治省に は思うんです。 考となるような数字が出てくるんじゃないかと思 掘していけば在外邦人の実数把握にも一定程度参 から、市町村の側でそういう住民票の転出届を把 うような形で出すんじゃないかと思うんです。だ れまで居住していた市町村に住民票の転出居とい しようとする者は、当然日本を出国するときにそ ころでは、海外に三カ月以上長期にわたって在住 ちょっとお尋ねしたいんですが、私が理解すると

を明らかにして住民夢の転出尾を出していかれて きたいと思います。 そして今の制度ではどの程度そういう数が把握で か、実態はどの程度把握されているんだろうか、 いるような人たちは一体どれぐらいいるんだろう きるんだろうか。現状をちょっとお聞かせいただ 実際、海外に長期にわたって在住するという皆

外の転出先を市町村長に届け出るということに 〇副日俊弘君 そうすると、例えばこの一年間に とは困難ということになるわけでございます。 なっておりますので、五年以上たたれました方々 縞除されたものを五年間保存するということに 先を記載いたしまして転出子定日に当該住民票を 〇政府委員(牧之内隆久君) 国内から海外に長期 在の実数が幾らだということを示すことは今の仕 何人ぐらい出られたかという数字はおかります の転出先というものをこの住民情から把握するこ に指在をするという場合には、あらかじめその海 人の方が海外に長期在留という理由で転出され 組みではできないけれども、例えば太年一年間何 か。ずっと五年以上滞在されている力も含めて現 長は、その者の住民祭の消除事由欄に海外の移転 **簡除する、これを除票と呼んでおりますが、この** なっております。この届け出を受けました市町村

〇政府委員(牧之内隆久老) 仕組みの上からは御 ますが、統計上そのような数字は出しておりませ 指摘のような数字を把握することは可能でござい

作業なのかなというふうに思うわけです。 外邦人の実数を把握するということは結構確しい 力のお話、また自治者のお話からいいますと、在 の朝日俊弘君 そうしますと、先ほどの外務省の

まったで、次にお参ねしたいんですが、さてこれから新しい制度で在外邦人の情さんに選挙権を行から新しい制度で在外邦人の情さんに選挙権を行から新しい制度で在外邦人の情さんに選挙権を行いただく、あるいは積極的に参加していただく、あるいは積極的に参加していただくという意味で、当然いわゆる啓発活動を含めて外という意味で、当然いわゆる啓発活動を含めて外という意味で、当然いますが、この点について現時点であったると思いますが、この点について現時点であると思いますが、この点について現時点ではされているのか、次のてお尋ねしておきたいと思います。

あゆる広報資料の作成等、国内において行います とも十分協力し合って進めてまいるつもりでおり なってお願いをせざるを得ない、そして外務省さ ますと、そのお仕事はやはり外務省さんに中心に て海外で実際に使っていただくということになり いきたい。ただ、現実にはそれを海外に送りまし 内容等につきましてはまた外務省とも協議をして **業務、これは自治省が中心になって行える、ただ** 知などにつきまして、パンフレットの作成とかい 〇政府委員(牧之内降久差) 新しい選挙制度の周 〇朝日後弘着 ぜひ両名で協力をしてさめ細かな できる限り徹底に努めたいと思っております。 とか日本人会、そういう組織の協力も得まして、 問知徹底、これについては我が在外公館を通じま ていただくとしても、現地での有権者への配布、 ます。やはり啓針する材料は自治省の方でつくっ 〇説明員(内蔵昌平君) 私ども、この点は自治省 んは現地の日本人会等も活用していただくという して、さらには現地の在得那人組織、商工会議所 ことになるだろうというふうに考えております。

したが、そういうさまざまな情報提供手段の一つそこで、先ほどもちょっと話題に上っておりま作業をお願いしたいと思うんです。

は思っています。 は思っています。

ていく会乱があるんじゃないか。 していただければそういう方にはむしる積極的に つくって、こういうことになっている、アクセス るのか、例えばインターネットでホームページを そしてその場合に、外務省がやるのか自治省がや めて、そういう感じがします。そうすると、そう す。この間容者人としておいていただいた方も含 だったんですが、例えば海外にいて選挙権を行使 難しながら参角的にやっていきたいという御答弁 の問題だけじゃなくて国内においても十分活用し えるべきではないか。しかも、これは狭して国外 いう人たちはみずからできるだけ情報を求める、 なりに結構問題意識が高い方が多いと思うんで したい、投票に参加をしたいという人たちはそれ 情報提供ができるというような方法をもう少し考 先ほどの松村委員への劉答弁では、いろいる娘

実は、やや手前みぞになるんですが、私ども民党はいち早くの党としてのホームページをついったがいたりしているわけで、こういうのアクセスが結構あるんですね。いろいろ厳しい伊滑流もいただいたりしているわけで、こういう時代ですから、そういうことをもっと積極的に活用するという方向で検討できないのかと思っているんですが、具体的な問題できないのかと思っているんですが、具体的な問題できないのかと思っている人ですが、具体的な問題できないのかと思っている人ですが、具体的な問題でする。と外務省の両方にお尋ねしたいと思います。

の取り委員(教之内陸久君) 自治者でも既にホームページを関いております。この在外選挙制度も考えております。この在外選挙制度も考えております。この在外選挙制度も考えておりますし、また選挙期目等が確定をしたときはその期日、それから名簿届け出致党等が確定をいたしましたらその政党名等につきましては少なくともこのホームページに登載をしたいというふうに考えております。

ただ、どこまでの内容をホームページに登載し

ていくかということにつきましては、選挙運動あるいは選挙運動の公分等、いろいろ複雑を問題がさいはできるということを確定することはできませんが、できるだけ海外におられる有様者の方々せんが、できるだけ海外におられる有様者の方々の便宜供与になるように対応してまいりたいというふうに考えております。

〇朝日優弘暑 両省ともこういう新しい制度がで きたいと。ただ、いざ具体的ないわゆる選挙にか ところはインターネットを通じて大いにやってい さましたよ、それをぜひ活用してくださいという かわって政党なり候補者個人の情報をどこまでイ とになると、やや博覧を言い目しがあったという ンターネットに載せることができるのかというこ まらず国内においてもインターネットを利用した 問題は主題でありませんのでこれ以上お得ねしま できないかという軽音であります。きょうはこの てもインターネットにどんどん載せられるように えば公報に載せるような情報とかいうことについ 題となっているその徴挙にかかわる具体的な、例 どんどんやっていただいたちいいと思うんです。 うのは当たり前で、制度改正とかこういうことは インターネットでボームページを持っているとい ふうに思うんですが、私はむしろ、もう今各省が せんが、私自身の問題意識としては、国外にとど 私が特にお暴力したかったのは、まさしく今間

> す。 み切るべきではないかというふうに思っていま さまざまな選挙にかかわる具体的な情報提供に踏

多分こういうことなんだろうと思いますね。ボスターが何枚でなきゃいかぬとか、どうが何枚でなきゃいかぬとか、どうが何枚でなきゃいかぬとか、どうが何枚でなきゃいかぬとか、どうが何枚でなられと比べるとインターネットをどうやって規制するんだという問題になるんだろうと思うんです。私はそういう意味でも、もっともつと思やかにというか幅を広げるような形での検討作業が必要ではないかという意味で、一つの課題であるというはないかという意味で、一つの課題であるというと思いますね。ボスターが何枚でなるがであるという意味であるというないというように思います。

現状しますので一つ二つ質問を発ばしましてお尋ねをしたいと思います。

今回の改正案で、在外投票を行う場合に、先は を回れまするでありましたように、基本的には在外公 があ範囲の人たちについては郵便投票をというお 考えのようでありますが、どういうふうに制度的 を位置づけを考えたらいいのか、ちょっとお尋ね なで置づけを考えたらいいのか、ちょっとお尋ね なで置づけを考えたらいいのか、ちょっとお尋ね なでまきたいと思うんです。

従来の我が国の選挙制度は、投票は投票所で当 として不在者投票という制度がある、従来この二 本立でで国内の選挙はやってきておられたんだと いうふうに思います。そういう従来の制度と今回 がしく入れる在外投票の制度というのほどういう 位置づけになるのか、ちょっとお聞かせいただき たいと思います。

その上で、在外投票を行う場合に、先ほどの話等で投票する、こういうことになるようです。 飯等で投票する、こういうことになるようです。 飯等で投票する、こういうことになるようです。 毎以外の公館で投票できないかと思いますが、そんな場も以外の公館で投票できないかと思いますが、そんな場も以外の公館で投票できないかと思いますが、そんな場合というによっている。

〇政府委員(独之內隆久君) か、あわせてお何いしておきたいと思います。 をいたしております。ただ、牧業方法につきまし ける当日投票、その例外としての不在者投票、こ 票制度は、これまでの国内におきます投票所にお といったように、現行の不在者投票制度に類似し ては、公館投票でありますとかあるいは郵便投票 れとは全く別の新たな制度であるという位置づけ ただければと思います。 た投票制度になっているというふうに倒理解をい 今回設けます在外投

とも可能ということで、できるだけ有権者の便宜 ざいますし、また郵便投票区域で郵便投票が可能 そこへ行って投票することも可能ということでご きましてそこで公施投票をしていただくというこ という方々も、公館投票を行っている公館に出向 たまたま出張中であってよその国の管轄領事館、 当該領事館でなくても隣の管轄領事館、あるいは 競技器の場合ですと、自分が経由をいたしました 選挙人証を交付して、その在外選挙人能を使って に質したい、そういう仕組みにしたいということ 牧祟していただくということでございますが、公 しまして在外選挙人名簿に登録をし、それで在外 そこで、その住所を管轄する領事官を経由いた

〇魚住宿一郎署 公明の魚住裕一郎でございま 〇朝日俊弘着 ありがとうございました。

のでございますが、私も民主主義の発展はこの投 ん画規的ではありますけれども平分にしかすぎな 本的な権利として持っている選挙権が海外におい います。そういう意味からすれば、本来国民が基 ても半分屋が開いたというような印象で、もちろ 今回、海外在住者の投票制度を設けるというも 、そんなふうに評価をしております。 選挙権の拡大の歴史であったというふうに思

蠍をされておりました。昨年七月十五日付の縁府 ろん別な方ではございますけれども、いろいろ便 原制度の実現を目指す会のロス在住の方の、もち **先載、参考人においでいただいた海外在任者投**

設定している。この二点についてるる述べている 帰国食思の問題、これを憂感しております。もう ております。この中で非常にその方の憂願してい 実現を目指す会既会長という方の容格が載せられ 間でございますけれども、海外在住者投票削度の 紙報と言うんでしょうか、ロサンゼルスの邦字新 る点というのは二つありまして、一つが要するに わけでございます。 一つが当分の間でありますけれども対象を比例に

この点について私も質問をさせていただきたいと いうところに集中したと私は思いますけれども、 いうふうに思います。 今、ずっと松村理事また朝日理事の質問がそう

と思います。 憲法上大問題だなと私自身は考えておりますが、 権利行使を認めていないというこの制度、やはり あろうと思います。不当に国民の権利である選挙 ませんが、想像するに恐らく国家賠償請求事件で ども、実は裁判がなされている。中身を見ており で、先級も参考人質疑に際して話が出ましたけれ か、自治大臣並びに内閣法制局にお伺いをしたい この点についての評価をどのようにお考えなの 時点において、いろんな技術的理由等を踏まえて が、現時点、この在外邦人の投票制度がまだない 権を害された、そういうことだろうと思います ただ、本題に入る前に、今この海外在住者の方

ういう問題は起こり得ることかなど思っておりま のは当然の務めだと思っておるわけでございま ちっと差のないように平等な形にしていくという のでございますから、選挙をする個も選挙をして 義の模群にかかわる選挙というものをとり行うも すが、ただ選挙権の行使というのは極めて民主主 〇国稿大臣(上杉光弘書) 気持ちとしては私もそ いただく者もできるだけこの条件というものをき

て十二日ないし十七日間の限られた日程の中で選 参に対する情報を囲知徹底する、特に個人の政治 ほど申し上げましたように、海外の有権者に対し 比例資準に銀るという理由につきましては、先

いたしたわけでございます。

の公職選挙法でのおよそ一切の国政選挙に在外邦 〇政府委員(版田雅裕君) たいと考えておるところでございます。 すべきか、こういう課題も含めて対応してまいり 事務がとり行われ、また海外の有権者には選挙権 区道祭について、問題がない、問違いのない選挙 の行使をしていただく条件整備というものをどう 言うなれば、経験を踏まえた上でこの衆参選挙 委員のお尋ねは、現行

選挙権を行使する機会が与えられていないという **挙人名物に登録されようがない、その結果として** 権は一応あることにはなっていますけれども、選 現在の公置法では、在外に居住する邦人も選挙

ということであったかと思います。

人が参加していないという現状をどう評価するか

ことについては大変困難な状況にある、これが一 りますとか、そういうところまですべてをという 姿勢とか政策でありますとか、あるいは人物であ つの判断として比例代表選挙に限るということに

状態で御珠解をいただけるのではないか、こうい る、また広報というものが国内とそう格益のない いますから国内とそう差のない形で知られてお あるいは政策というものについて、これは個人と の比例選挙は、そういう意味では政党の政治安勢 うふうに判断されたわけでございます。 いうものよりも、情報の発達したこの時代でござ

体的な周知状況がどうなっておるのか、これは各 てはひとつ御理解をいただきたい。 て、このような判断に立っておりますことについ というものの方向づけをいたしたい。もう中直に 機度もお答えしておりますとおりでございまし 院の小選挙区あるいは参議院の選挙区選挙の実施 うものを見さわめた上で、次の股階としての条議 は選挙事務等がどう取り進んでいくのか、こうい ん。また在外公館の体制も、有権者の確定あるい 国の実績というものを見きわめなきゃなりませ から実施をいたしましてこのような資準情報の具 このような判断も含めまして、さらに比例代表

お答えをたびたびいたしておりますように、こ

あろうかと思います。 いのと同じようなことになっておるということで ことで、結果的に見ますと事実上選挙権を有しな

きましても、ゆえなくこれを与えないということ ことにかんがみますと、選挙権の行使の機会につ は許されないというのは当然のことであろうかと うないわゆる不合理な差別を禁止しているという 思っております。 につきましてただし書きで例示をしておりますよ 御案内のように憲法四十四条は、選挙権の付与

うに、選挙の実験に勝しましては選挙の公正を確 思っております。 民の信任を得るということもまた民主主義の根幹 にかかわる大事な要請であろうかというふうに いようにする。そういったことを通じて選挙で国 保する、あるいは資産事務がいたずらに混乱しな 他方、今、大臣の方からもお話がありましたよ

あるとは言えないというふうに思っておりまし その行使を制設するということは直ちに不合理で あります。 るのではないかというふうに考えてきたところで いわゆる立法裁量の問題として憲法上も昨答され て、そうである限りはそこち辺の問題というのは そうした観点から、必要やむを得ない範囲内で

ざいますが、何と申しましても主権が及ばないわ 事務の執行体制、遠く離れているということもご まして、そうだとすればかかる制限というのもま るということにつきまして公正にかつ復乱なく行 うかと思います。そういう海外での投票を実施す うようなことを中心にして、なかなか円滑にかつ けですから、我が国の行政組織が存在しないとい **制限されてまいりましたのは、在外における選挙** ということによるものだというふうに聞いており 十分に建っているとは言えないということである かというふうに考えているところであります。 たやむを得ないものとして許容されるのではない うことについて十分な確信を得るに至らなかった 公正な選挙を実施するという体制が国内と比べて これまで在外邦人についてその選挙権の行使が

られましたけれども、もう一度、現行制度に対し ○魚住格一郎君 大臣は今、歴史した理由を述べ かという点について再答弁をいただきたいと思い て裁判が起こされておるわけでございますけれど も、この点についての評価をどう考えておられる

踏まえて判断をされるべきものと考えておりま たことでございますが、それらは穀利の経過等を でどうかというのは今、委員から初めてお聞きし 〇国務大臣(上杉光弘君) 私、裁判のどういう形

うやり方自体が憲法違反だというふうに問いかけ 所見はどうですかということです。 られているわけであって、それに対して大臣の御 なくて、現行の在外の邦人には一切認めないとい ているわけであります。今季議している制度じゃ に侵害されたという形で国家賠債請求が起こされ 肌があって、それを行使する選挙権、これが不当 ○魚住裕一郎君 要するに、国民主権という大原

うものが方向づけになるわけでございます。 議を含れましてまとまったところでその対応とい 先ほども申し上げましたように、各党間で十分協 選挙法、選挙のあり方等につきましては、これは 〇国務大臣(上杉光弘君) 選挙制度というか公職

訴えとお聞きしましたが、私は今お聞きするまで 存じませんでした。担当大臣としてそれは甚だい することができなかったという。そういうことの れませんが、今後のそういうことについて私は全 かぬではないかというおしかりを受けますかもし く存じませんでした。 今起こされておる裁判は物外におりながら選挙

が行使されるというのは当然のことでございま は公正にそれは行使されなければならないわけで す。しかし、行使するにしましても公平にあるい 当然選挙権を有しておるわけでございます。それ れれば、日本国民でございますから国民であれば ございまして、そのような意味での選挙法に基づ 在外邦人の皆さんの選挙の参加というものがこ しかし、これについて現行制度がどうかと言わ

層の意向というものがまとまらずに方向づけにな らなかった、こういうふうに私は理解をいたして れまで、先ほども経過を申し上げましたが、各党 おるところでございます。

ないことはもう言うまでもないと思います。 〇魚住格一郎

題 先はど法制局の方から立法数量 というか行使できるようにしていかなければなら が、事基本的人権にかかわることでございまし て、我々は立法府にいる人間としても最大関導重 の範囲内ではないかというお貼がございました

設に関する要領書を出しております。 は、衆総議長また内閣総理大臣、法務大臣、外務 対して日本弁護士連合会では投票制度に関する劉 **襲制度に関して人権救済が申し立てられ、これに 養報告書を出し、かつまた一九九六年五月一日に** 大臣、自治大臣あてに海外在住邦人の投幕制度創 ところで、海外の方から日介達に対してこの投

その調査報告書の中で、特にこういう記述があ

の整合性などの問題がありうることは事実であ 動の規則・選挙運動手段の限定等による候補者 **学区制りの決定、選挙運動期間の知さ・事前連** の改見周知、国内での不在者投票・郵便投票と たっては、有格者の把握、趙攀権を行使する選 海外在住の日本国民に選挙権を認めるにあ

めないのは本末転倒の装論である。前述のとお り、これらの問題が存在するとして選挙権を認 あたっての技術的問題とも言うべきものであ これに当たらない。 ばならないところ、上記のような技術的問題は 国家の側にやむにやまれぬ利益が存在しなけれ であり、これを制限ないし否定するためには、 り、選挙権は国民主権を支える最も重要な権利 しかし、これらの諸点は選挙権を行使するに

よって、「述本的人権の不当な制限と言わざるを えない。」というふうに記述をしております。

憲法は、居住・移転の自由及び外国に移住す

側限となりうる。したがって、この点からも、 るのであるから、これらの者に顕拳権を否定す 海外在住の日本国民に選挙権を認めないことは 国民はこれらの自由を行使していると考えられ る自由を保障しているところ、海外在住の日本 ることは、憲法上の自由の行使に対する不当な

ざいますが、公販選挙法で在外邦人の選挙権を今 れから現行法についてどうだ、こういうことでご あるいは否定というものがいかぬじゃないか、そ 〇国務大臣(上杉光弘君) ただい主領権権の制限 度初めて認める法案を提出いたしたわけでござい

はかかりましたけれども今度ようやくこういう形 幾度が飲みられたがそれが果たせなかった、時間 わけでございます。さような意味では、これまで たださました上まとまっていかなければならない 会の議を経るまでには各政党間で十分御監議をい 律として制定をされないわけでございまして、国 第一歩でございますから、これは皆さんの報理 に、公職選挙法で在外邦人に選挙権が付与される て、何としても今後そのような問題がないよう 解、知協力をいただきたい。 で法案を提出させていただいたわけでございまし この資権法といえども国会の職を経なければ法

うにただ金属をいたしておるところでございま りまして、在外邦人が選挙権の行使ができるよう 成立するかしないかということでございますか 投票権が付与されるというのは当然のことでござ いまして、国会の職を経るという、そこで法案が る選整権で、公平に公正にこれが行使をされるよ に、またその選挙が我が国の繁栄や発展につなが ら、そういう意味では皆様の御理解、御協力を賜 私としては、在外にあっても日本国民であれば

こういう記述になっております。

う一度知識かせいたださたいと思います。 めないというこの今の制度自体に対する評価をも けでありまして、現行の海外にいる人間に一切認 私もまさにそのとおりだなというふうに思うわ

〇魚住裕一郎君 今回、 れておりますけれども、同じく先ほどの日介達の 筒在報告書でございますけれども、こう記述され ております。 比例選挙に限る形で出さ

えれば、海外在住日本国民に保障されるべき選属民主権の支柱という選挙権の基本的性格を考 例代表選出議員の選挙だけとするなど)に限定 の一部あるいは特定の形態の選挙(たとえば比 挙は、国政選挙の全般に及ぶべきであり、議院

見解をお聞きしたいと思います。 れについて憲法上全く問題ないのか、法制局の貨 からはその限定した理由が述べられましたが、こ まさにそのとおりでございますが、先ほど大臣

ついて、今、先生いろいる引用されました日介連 〇改府委員(版田雅裕君) 比例選挙に限ることに と思います。 るというのはどうかというような論旨であろうか の調査報告書でありますが、技術的問題で創約す

ということについて特に異論があるわけではない わけですけれども、表現、思想の自由のような本 おります。 上与えられている権利だというふうに理解されて ちょっと選挙権というのは違っていまして、国法 京、人であるがゆえに与えられるような権利と 一点申し上げたいと思いますのは、基本的人権

径のためであるという側面がもちろんないわけで ございます。それは何を意味するかといいます 効が顕発するというようなことがあっては非常に ことの結果として、選挙全体が、例えば不正選挙 と、そういう一員として行為をし投票するという ような説も一方で非常に有力であるという一面が 選挙というのは権利でもあるが義務であるという として国の機関として行動するんだ、したがって はないですけれども、選挙人団というものの一員 困るということなのであろうかと思います。 が横行するとか、あるいは選挙が混乱して選挙無 それはどういうことかといいますと、自分の利

結局、技術的問題と申しましても、その辺との情局、技術的問題と申しましても、その辺との語彙権の行使の制観というのが許容されるかということが決まる問題であろうかといきれるかということが決まる問題であろうかということが決まる問題であるうかということが決まる問題と申しましても、その辺とのうふうに思っております。

私どもは、直接送系実務をやっておるわけでは ないので、そこがどの程度真にそういう問題があ るのかということについて様たる評価をできる立 をいので、そこがどの程度真にそういう問題があ をいったたいている法案で当面今の比例選挙に限っ が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこでの は多く制製するということに足りる合理的な理由 ばらく制製するということに足りる合理的な理由 はらく制製するというように考えております。

○魚性裕一郎君 ただ、これは選挙権の投票価値の関処、もちろん有権者の多案による投票価値のの関処、もちろんありますけれども、今度はもう対制災定される、半分以下だろうとは思いますけれども、そういう投票価値あるいは平等という観点から見ていかがですか。

○政府委員(阪田雅裕者) 似たような答弁になる 要請であるということは紛れもないわけでありま に投票価値の平等という側面、これは非常に強い に投票価値の平等という側面、これは非常に強い に投票価値の平等という側面、これは非常に強い をあるということは紛れもないわけでありま

か、選挙遊及を犯した人については公民権の作の報酬等法でも一定の選挙違反事業というんですとも、選挙という言ってみれば国の機関としてことも、選挙という言ってみれば国の機関としてことも、選挙という言ってみれば国の機関としてことも、選挙という言ってみれば国の機関としてことも、選挙という言ってみれば国の機関としている。選挙の公司を持ちない。

正さをやっておるわけです。 正さをやっておるわけです。 正さをやっておるわけであります。これ ようなことを行われておるわけであります。これ ようなことを行われておるわけであります。これ ということではなく

それはなぜかというと、投票価値の不等という 意味ではそういう人たちの平等は損なわれている おけですが、それはそういう人たちが投票に参加 おけですが、それはそういう人たちが投票に参加 おけですが、それはそういう人たちが投票に参加 でもかかる、その結果として在外の投票が適正に いますけれども、全体として在外の投票が適正に いますけれども、全体として在外の投票が適正に があるという点に着目している。少し次元は適 でもかかる、その結果としてどうる投票が適正に だというふうなことに立ち至れば、全体としてそ だというふうなことに立ち至れば、全体としても がというふうなことに立ち至れば、全体としても がというようなことに立ち至れば、全体としても がというようなことに立ち至れば、全体としても がというようなことに立ち至れば、全体としても でというようなことに立ち至れば、全体としても の選挙に対する国民の信頼というのは失われると いうことになるうかというふうに思っておりま す。

○魚住裕一郎君 今のお話は、海外の人が聞いた ら思りますよ。何か犯罪者と一緒の扱いみたいな ら思りますよ。何か犯罪者と一緒の扱いみたいな かもしれません。

同じく、最高裁判所裁判官の国民審査についての所見をお述べいたださたいと思いままについての所見をお述べいたださたいと思います。

○ ○政府委員(販用雅裕者) 今、御案内のように、○ とでしょうか、現在与えられていないという。○ 心政府委員(販用雅裕者) 今回与えないというこ

総選挙の勝に行うということになっておりまし、遊出七十九条二項におきまして国民審査は集議院

て、国民審査法によりますと、これは選挙人名様 に基づいてやるということになっております。その結果、余議院選挙に今参加できていないわけです、石外邦人については。このことの結果として国民審査にも参加できないというところに原因うと選挙権の行使ができないというところに原因うと選挙権の行使ができないというところに原因があるということであるうかと思いますし、その制力においてはやむを得ないというように思っております。

〇政府委員(牧之内隆久君) 今回の在外選挙制度 の情奏に当たりまして、国民審査につきまして何 の情奏に当たりまして、国民審査につきまして何 を言及をしていないわけでございますが、国民審 登ますと、一方、今度は投票目の五日前までには 投票用紙を印刷いたしまして国外に交付をする、 やるとすればそういうことになるわけです。そう もますと、一方、今度は投票目の五日前までには という ことで、ほとんど審査期間が確保できないという ことで、ほとんど審査期間が確保できないという ことで、ほとんど審査期間が確保できないという ことで、ほとんど審査期間が確保できないという ことで、ほとんど審査期間が確保できないという ことで、ほとんど審査期間が確保できないという さいますので、現役階では見送ることにしたとこ うでございます。

○魚住格一郎君 技術的問題で見返っているといたいと思います。

ますが、他略にお答えいただけますか。ますが、他略にお答えいただけますか。

○説明員(内蔵昌平君) 海外においては、やはりの説明員(内蔵昌平君) 海外においては、それぞれの在留邦人にどういう形でこれが4の表演ごとにいるいろなネットワークを持って在外公舗ごとにいるいろなネットワークを持って在外公舗ごとにいるいろなネットワークを持っております。

ますし、その 〇魚住裕一郎君 今回、北例に限定してしまっております。そ ます。日本人会あるいは商工会議所、さらにそこおります。そ ます。日本人会あるいは商工会議所、さらにそこおります。そ たったいるようなところがありますを個々の連むものかとい との連絡方法を通じて周知するつもりでおりませららかとい との連絡方法を通じて周知するつもりでおりませたらかとい との連絡方法を通じて周知するつもりでおりませた。

〇魚住裕一郎君 今回、比例に限定してしまっていますけれども、どういう政党があるのか、多分国内では選挙会報という形で問知するという形になるかと思いますが、日本国内にいるという形になるかと思いますが、日本国内にいるというあらに思うわけです。

という形になっているんでしょうか。

〇政府委員(牧之内陸久着) 選挙会報は選挙の告 下及びその翌日までに提出をしていたださまし て、そして選挙の二日前までに配布をするという ことになっております。現実に印刷等に日数もか かりまして二日でらい前までに配布をするという ことになっております。現実に印刷等に日数もか かりまして二日でらい前までに配布をするということ 有権者の方々に選挙会課を配布するということ は、これはもう不可能ということで想定をしてい ないところでございます。

ただ、比例代表通常は政党名を書くということで、これにつきましては先ほど来大臣からも御答すとかラジオ等のマスメディアを通じまして相当がって、どの政党に投票すべきかということの情報が海外の程度達しているのではないかということで、今日、比例代表選挙については在外選挙をスタートさせてもいいだろうという判断をしたところでございます。

のお話ですと、マスコミにあなた任せよと、こう すか、そういうふうに関こえるんですが、結局令 知徹底というのが非常に大きな限定理由といいま

いう話ですね。

〇政府委員(牧之内降久君) 選挙を公正に行いま すためには、係補政党あるいは候補者の情報が周 知をされていることが必要であるというふうに考

きましては、海外におきましても先ほど申し上げ ろんございませんで、私どもも比例代表の名簿属 コミだけにおんぶをしているということではもち ましたような状況がある。ただ、それはもうマス ないということでございます。比例代表選挙につ 底しなければ選挙が成り立たないというわけでは 必ずしも公が行わなければ、公によって援知が撤 考えておるところでございます。 りをいたしまして、そして邦人の方々がそれを知 きましてはできるだけ早く海外の在外公館にお送 の名簿に登載をされているか、こういうものにつ け出政党、その政党名、それからどういう方がそ り得るような状況に持っていきたいというふうに その風知を公が必ず行わなければならないの あるいはほかの手数で行い得るのか。それは

前に置くというようなことを考えているんでしょ も二日前に届くというような形ですね。というこ 会ければいけないわけであるから、我実に国内で 〇歳住福一郎者 だけど、五日前までに投票をし とは、政党名、名簿あるいは政策について在外公

どうやって周知するのか、お知らせするのかな ては大体会報が来るのが二日前だと。そうすると んでしょう、今度の制度は。だけど、日本におい 要するに、五日前までに投票しなきゃいけない

おいては削定化されておりますが、海外にまで選 うに、選挙公報は公営選挙といたしまして国内に 〇政府委員(数之内隆久君) 先ほど申しましたよ いう判断をしておるわけでございます。 **学会報を何らかの形でお伝えをして、そして有権** 者の方々に見てもらうということは無理であると したがいまして、私どもが在昇公館の方にでき

るだけ早く情報を伝えてと申し上げましたのは、

とりたいというふうに考えております。 ない情報、こういうものをできるだけ早くお伝え いった基本的な情報、いわゆる選挙運動にわたら 称なりあるいはそこに登載をされた候補者名と をして有権者の方々に知ってもらうという方法を これは選挙公理ではなくて、名簿屋付出政党の名

ういう面からしてみると、公報じゃないとして きるよくわかって書かれているんではないか。そ だろうと思うんです。そうすると、その見なりの ですが、いかがですか。 あろうと実態は変わらないんではないかと思うん 異体的な候補者の政策なりあるいは選挙運動の動 がとれるい地方紙でもそういう状況に多分あるん ○魚住裕一郎君 午、新聞とかそういうマスメ も、周知という意味では比例であろうと選挙区で をつくって、そこにアクセスすればいろんな情報 ンターネットならインターネットでホームページ ディアでかなり政党の方は知られていくという話 でございますけれども、現実に多くの新聞社はイ

区選挙とか小選挙区選挙となりますと、全国紙で ているということでございまずけれども、これが るわけでございますが、中央紙は相当な部数が出 がすぐには出てまいりません。大体どこの国だと 外にどの程度普及をしているか、今ちょっと数字 あってというようなことも仰存じかもしれません う新聞社があってあるいはどういうテレビ局が 国外に出られた方は自分が住んでいた県にどうい とはなかなが困難ではないかと思います。また、 すべての選挙区の情報を細かに把握するというこ いう実態にはないんじゃないかと思います。選挙 何万部程度というようなことも私どもも調べてい 域の状況というものも十分には御理解、 地方紙までということになりますとなかなかそう ○政府委員(牧之内隆久君) 新聞、ラジオ等が許 が、もう既に相当期間がたたれた方はそういう地 各新聞社のインターネットにつきましても、最近 ただいていないわけでございます。 御窓識い

しも小選挙区選挙や選挙区選挙を行うに足り得る そういう意味から、情報伝達というものが必ず

させていただいて、そして情報伝達の実態等を見 ういうふうに考えているところでございます。 ながら次の段階に踏み込ませていたださたい。こ ような状況にいまだ至っていないのではないかと うのが大事だということでずっとおっしゃってき じゃいけないとかいろいろあるわけで、配る場所 ります。ピラの配り方等について、国内では郵送 と思うんです。今ビラとかかなり限定をされてお れたかなという部分がありまずけれども、今度は いうことで、どりあえずは比例代表からスタート 党側も総力を挙げて周知をすべきだと思うんです 名がいっぱいいるとなればしかるべきところに のいろんな活動、選挙運動ということもあろうか 翻って、比例区置券を想定していますから、政党 行法で制限されるのか。今、大臣は周知徹底とい 送った方がいいだろうと思うんですね。それは現 ○魚住格一郎君 半ば想像を前提にして御答弁さ が、政党の選挙運動としては、やはり海外の有権 は衝倒であるとか病院会ですとかなっております ておって、この選挙執行側も、また候補である政

ざいますが、これは本来原則として国外には及ば **らましては、公職選挙法におきまして、先ほど米** 〇政府委員(牧之内隆久者) 国内の選挙運動につ な規定は置いておりません。 効を期しがたいということから、今回もそのよう ましてこれを及ぼそうといたしましても、その実 ないものでございます。また、特別の規定を設け 御論謎がございましたようにさまざまの規則がご が、この点はいかがですか。

枚数あるいはその顔布の場所等が全部規制をされ ますが、ただ、今お話がございましたゼラ特は、 は無利がされないということになるわけでござい す。と申しますのは、国内の候補者個人あるいは とは現行の規定からできないという解釈になりま 国内でつくりまして海外にお送りをするというこ か戸別訪問、こういうものはすべて海外において ております。そういう場所でしか頒布をできない 政党等が顕存できますビラにつきましては、その したがいまして、文書国画の頒布でありますと

> とはできないという解釈になるわけでございま たものを海外に郵送して海外で頒布するというこ ということになっておりますので、 国内でつくっ

布をする、当該国において、海外において完結を するようなものは規制を受けませんので、可能と いうことになるわけでございます。 一方、国外でピラ等をつくりましてその国で頭

形で縛るというのはいかがなものかなという意見 の魚住裕一郎着 もう時間でございますけれど も、一方で周知権底を重要視しながら、こういう 表明をして終わります。

〇委員長(農科商治署) 午後一時三十分に再開す ることとし、休憩いたします。 午後零時十五分体態

午後一時三十分開会

警務委員会を再開いたします。 〇委員長(薬科浦治者) ただいまから地方行政

員を辞任され、その補欠として長属立子君、 村一君及び村沢牧君が選任されました。 本日、中原表君、大木浩君及び大湖和子君が委 まず、委員の異動について御報告いたします。

を行います。 選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、 〇委員長(基料満治者) 体制前に引き続き、 質疑

広がって、アメリカを初めイギリス、オーストラ という運動を続けておる力で、ニューヨークだけ リアでも展開をされておるということで、 動を続けておる、こういうことが今世界じゅうに でも発行部数約三千部、無料で配布をしながら運 居住する在外邦人に選挙権を与えていただきたい ヨーク代表の竹木浩之さんという方からお手紙を ○渡辺四部者 社会民主党の雑辺でございます。 いただきました。この方は、約二十年以上海外に 私の手元に、海外有権者ネットワーク・ニュー 質疑のある方は順次御発言願います。

たいという趣旨のお使りをいただきました。とつ参歓院の段階でもこの模望を高たしてもらい

今申し上げましたように、長年海外に潜在する 作を認めようとする改正案が、当委員会の経識が 権を認めようとする改正案が、当委員会の経識が 始まることに対して、私自身を含めて先輩、 位まることに対して、私自身を含めて先輩、 なってきたことに対して、私自身を含めて先輩、 とて実は大変喜ばしく思っておるところです。

今日まで海外で活躍する有権者の方々から、先れできたものでありましてが、長い間この実現が選まれてきたものでありまして、本来からいえば、午れできたものでありまして、本来からいえば、午れできたものでありまして、本来からいえば、午れで認められていない、基本的人権にかかわる重大な問題ではないかという主張等もありまして、大な問題ではないかという主張等もありました。

当然ながら、制度そのものの実現を図ることは当然なから、制度そのものの実現を図ることは表示か、その困難さを十分に踏まえてスムーズに投票が、その困難さを十分に踏まえてスムーズに投票が、その困難さを十分に踏まえてスムーズに投票ができるようにすることが重要な図の責任であるというふうに考えておりますので、以下、そういというふうに考えておりますのものの実現を図ることは当然なからお伺いをしてみたいというふうに思っておるところです。

まず、事便技算制度の問題について、午前中を なりましたが、海外在性の国民の権利行便がどれ なけ円滑に行われるか、その実動性をどのように だけ円滑に行われるか、その実動性をどのように だけ円滑に行われるか、その実動性をどのように だけ円滑に行われるか、その実動性をどのように だけ円滑に行われるか、その実動性をどのように だけ円滑に行われることが一番凝ましいことは 便技巣が広く行われることが一番凝ましいことは 便技巣が広く行われることが一番凝ましいことは であると であると であると が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きをしました戸波参考人から が参考人としてお招きところです。

図られるよう、冒頭要型しておきたいと思いまの利便のためにもできるだけ実態に即した改善がありますとの附帯決議が付されておりますが、私自身も実は同感であるわけです。在外選挙権者の行使をすることができるよう、所要の措置を捧め自身も実は同感であるわけです。在外選挙権者の利便のためにもできるだけ実態に即した改善がありません。

そこで、まず第一点にお聞きをしたいのは、在そこで、まず第一点にお聞きをしたいの割合なのが、それから郵便投票を認める場合はどのようなが、それから郵便投票を認める場合はどのような場合を認める考え方があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

〇股明員(内張昌平君) 在外、在衛邦人の統計の ○股明員(内張昌平君) 在外、在衛邦人の統計の を超える場合、それから治安の問題等があって在 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 外公館に赴くことが国準な地域、さらに流順地の 大大体国つのカテゴリーに当てはまります。 上、大体国つのカテゴリーに当てはまります。

そこから推計いたしますと、全有権者数の三朝の力が在外公館投票であり、残りの七朝が郵便投票という推計が一つの数字として考えられます。 「変辺国郎君」そうしますと、約七朝が郵便投票 だということですが、問題は、実際に郵便投票 だということですが、問題は、実際に郵便投票 にということになると、午前中もありましたけれども、投票用紙の請求から投票済みの投票 用紙の送付まで、海外の送巻人と市町村の送券管 用紙の送付まで、海外の送巻人と市町村の送券管 用紙の送付まで、海外の送巻人と市町村の送券管 地であるとになるわけですが、果たして時間的 を要することになるわけですが、果たして時間的 を要することになるわけですが、果たして時間的 を要することになるわけですが、果たして時間的 を要することになるわけですが、果たして時間的 を要することになるわけですが、果たして時間的

> 省の連邦投票支援計画部というところと解政公社 場合ですが、在外投票の固有の機関である国防総 遊をされておるわけです。こういう点から見て、 るというふうに、非常に期間的に神経を使った記 とで大体四十日間から四十五日間と計算をしてお るいは片道郵送期間とその他の必要日数というこ ありますが。そういう関係で、これはアメリカの 通じて国際郵便の標準的な片道郵送期間が大体七 に逆に言ったら投票宣領や制度の有効性を損なう 厳しい。そうは言っても、手続が煩琐道ざるため 十二日間しかないわけですから、非常に時間的に 周知徹底の問題等もあるようです。 午前中もありましたが、いろいろ大臣の何心配の 日間から十日間だ、これは若干古い時点の統計で です。「アメリカの在外通拳制度」ということで ようなことがあってはならないと思うわけです。 は、投票を通時に送付するための往復郵送期間あ ども、「郵送期間」の項を見てみますと、世界を 調査室の参考資料を読ませていたださましたけれ たが、考えれば考えるほど問題点は出てくるもの 今回、私自身もにわか勉強をさせてもらいまし 御承知のとおり、選挙運動期間は条額院選挙で

問題は、この一往復年かかる部分について、具体的に違いところと言ってもあれですが、例えばブラジルなんかを入れてはどうかと思いますけれども、比較的違いところで二、三事例を挙げて、か、これは外務省の方にお尋ねしたいと思うんでか、これは外務省の方にお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

● のボンコクでも三日別。ただ、一往復半となり、の説明員(内藤昌平君) 海外の郵便事情は、必ずで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルではます。それは今郷質問の、例えばブラジルではます。それは今郷質問の、例えばブラジルでで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルでで出ます。それは今郷質問の、例えばブラジルでで出ます。それは今郷間の、例えばブラジルであた。

かとは思います。

ただし、午前中に自治省からも答弁がありましたように、投票用紙の請求に当たっては、公示日 をいうことを私ども協議して進めてまいっておりますので、直ちに一往復年の日数がかからないようにする手だではあろうかと思っております。 うはする手だではあろうかと思っております。 うな辺四郎書 大体三日間だということですが、 この間の参考人のロス在性の中係参考人から、大体ロスからで五日間ぐらいだということで、非常に便利のいいロスにおってそういう状だだというお話を聞いております。

それから、私自身、知人が香港におるものですがらいろいろやりとりしますが、例えば小包なんからいろいろやりとりしますが、例えば小包なんからいろいろやりとりしますが、例えば小包なんからいう問題等もあるものですから余計な心にやないかという問題等もあるものですから余計な心にやなかという問題等もあるものですから余計な心にやないなどのですがあるものですから、私自身、知人が香港におるものですから、利度はつくったわ、果たして投票に関係を表しておるところであります。

自治者の方にお聞きしますが、改正案の郵送に自治者の方にお聞きしますが、、改正案の郵送を行ったがあってはならないおけです。各国の郵便事情なんかの絡みがありますから、郵便投票が機能せずに、例えば日本もあすから、郵便投票が機能せずに、例えば日本もありますけれども、誘発国に行きますといろいると労働団体等の争談等もあって、私どもも出くわしたこともあるわけですが、ほとんどが無効となないときもあるわけですが、ほとんどが無効となるのではないかという心配もあるいは出てくるかもしれません。

を、一歩一歩改善に向かって努力をしていかなに、そういう点をどう改善していくかということこれも先般来いろいる議論してまいりましたよう

を果たすことにはならないわけです。
を果たすことにはならないおうなシステムをつくったという実施してみたものの、最初から郵便投票の有効性ませいというようにお互い思うわけです。

お伺いをしてみたいと思います。 お伺いをしてみたいと思います。

〇政府委員(牧之内降久者) 単便投票の投票用紙 は投票終了時刻までに投票所に到着をしていない は投票終了時刻までに投票所に到着をしていない と無効になるわけでございます。一方、請求から とってでるということが必要になるわけでござい とってでるということが必要になるわけでござい とってでるということが必要になるわけでござい

その点につきましては、まだ最終結論は得ていませんが、任期置了選挙でありますれば現役階におきましては六十日前ぐらいから送付ができるようにということれば解散の日から送付ができるようにということれば解散の日から送付ができるようにということれば解散の日から送付ができるようにということが、日報的にできるだけ全省を持って投票用紙がおきます。

ここうの点につきまして海外の有様者の方々に対しまして、郵便事情によって無効になる危険性対しまして、郵便事情によって無効になる危険性対しまして、郵便事情によって無効になる危険性対しました。 はいただくということをお知らせし、そして活用して通常が始まったらに早日に記入をしております。いただくということをお知らせし、そして活用して通常ですが、 諸外国の事例では、郵便投票でも選挙人の本国の選挙管理委員会に郵送する場合でだら、アメリカ、カナダ、オーストラリア、たっても、アメリカ、カナダ、オーストラリア、カっても、アメリカ、カナダ、オーストラリア、から本国に鑑送するという制度を使用しておるようです。

これも調査室の資料の方に載っておりますけれ

と、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、一つは、こと、海外で投票する有権者の場合に、ここでオーストラリアの例を見てみますが実施されていれば、その分とあわせて一緒に入りの選挙管理委員会、本人から直接本国に送る例はなりないわけです。最寄りの在外公童に翻送するのが一般的であるというふうに説明をされておるのが一般的であるというふうに説明をされておるのが一般的であるというふうに説明をされておるのが一般的であるというように説明をされておる。

今回の注案では国際的にも会り利用されていな 対象するのを採用しておるというふうに思うわけ ですが、郵便投票を、直接排本人から本国の運管に が関の郵便投票を、直接排本人から本国の運管に がというふうに思うわけですからいるいる な経過を経て特有の制度を程立するに至ったと思う がというあうに思うわけですけれども、今回提案 がというあうに思うわけですけれども、今回提案 をしている制度がどの点から見てベストというふ をしている制度がどの点から見てベストというふ うに思っておられるか。その点を一つお聞きをし たいと思います。

○政府委員(教之内優久会) 御指摘がございましたように、オーストラリアとかカナダでは郵便投たように、オーストラリアとかカナダでは郵便投たように、オーストラリアとかカナダでは郵便投入が、まりますような直接本国へ郵送するというような力ます。また一方、投いになっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知をいたしておりますが、諸外国とっていると承知を表しておりません。

我が国の場合は非常に選挙期日が知うございま

本人から直接国内の市町村にお送りしていただくい。在外会学人の登録されている選挙 た加薄をしてよいりますし、また経由をすることの登録されている選挙 た加薄をしてよいりますし、また経由をすることの登録されている選挙 たからの郵便投票というものを可能にするには、何の告には、中の大会会ので事前投票 本人から直接国内の市町村にお送りしていただくい。在外会館で事前投票 本人から直接国内の市町村にお送りしていただくい。在外会館に郵送されておる ことの方がベストであろうということで今回のよい、在外会館に郵送する ことの方がベストであろうということで今回のよいの方法がとられておる うな家を提案させていただいたところでございまりの在外会館に郵送する つき辺囲郎書・そこは私自身も実人ですから少しりの在外会館に郵送する りまった。在外選挙入りの在外会館に郵送する りまった。

見解が違うかもしれませんけれども、在外関係人 えなきゃいけないんじゃないか、いわゆる外交行 る場合には臨時他でも準備をしてということを考 切って、そして外務省に送る場合には、本国に送 ように、例えば五日前に在外公館の投票を締め 話がありました、外務省の方からお答えがあった の郵便の状況等が違うわけですから、午前中もお 会に郵送する場合だって、それぞれ住んでおる国 いは御本人から直接自分の投票所の選挙管理委員 の投票の便宜を図るという立場から見れば、ある ○渡辺四郎君・そこは私自身も奏人ですから少し 臨時便でも誘ってくるというふうにした方がより してそして在外公館の方から外交行のうを通じて す。そういう点から見れば、私は在料公館に投票 のうの方法でと、そういうお話もあったわけで 確実ではないか。

郵便投票でも割からの投票があれば、最初に公他 の心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 な心配もあるという実はお話もあったわけです。 とですから、そういう方法を取り入れた方がいいけるためにはそういう方法を取り入れた方がいいたではないか。 とですけれども、その方がより効果が上がるのでとですけれども、その方がより効果が上がるのでというに、 とですけれども、その方がより効果が上がるのでとですけれども、その方がより効果が上がるのでというように、 とですけれども、その方がより効果が上がるのでとですけれども、その方がより効果が上がるのであれば、

のただく 在外公館が直接投票を受け付けるかあるいは郵便であれまり時間的に締約ができるんじゃないかといめこと 力がより時間的に締約ができるんじゃないかといめて海外 てお聞きをしてみたいと思います。 てお聞きをしてみたいと思います。 で海外 てお聞きをしてみたいと思います。

任外公館が直接投票を受け付けるかあるいは郵便 任外公館が直接投票を受け付けるかあるいは郵便 をするのは在外公館で投票を受け付ける公館が行 ます。したがいまして、パウチ、外交行のうを用 ます。したがいまして、パウチ、外交行のうを用 ます。したがいます。これは現地で投票していた うわけでございます。これは現地で投票していた うわけでございます。これは現地で投票していた うましてそれを航空便で真立の外裁省に送り、外 りましてそれを加空便で真立の外裁省に送り、外 務省でそれを一たん開きまして国内の各地方送管 移省でそれを一た人開きまして国内の各地方送管 あわけでございます。

したがいまして、実便投票の有権者はこれを在 供という制度が無便投票の担当公舗には予定され でおりませんので、どういう形でまとめるのかと でおりませんので、どういう形でまとめるのかと にいう手間が一つかかります。さらに、先ほど中し 上げたように東京に送られてもこれを外款者でも 上げたように、時間が限られている中では直接お 上げたように、時間が限られている中では直接お 上げたように、時間が限られている中では直接お 上げたように、時間が限られている中では直接お

O渡辺四郎君 それはこれから後検討していただらたいとは思いますけれども、私は意見として中も上げておきたいと思います。

大臣、先ほどからありますように、日本の場合は、選挙主の交付を強しさがあると思うんですけれども、ドイツのを難しさがあると思うんですけれども、ドイツのを難しさがあると思うんですけれども、ドイツのを難しさがあると思うんですけれども、ドイツのもと同時に選挙証の交付を受けて、あわせて自動ると同時に選挙証の交付を受けて、あわせて自動ると同時に選挙証の交付を受けて、あわせて自動ると同時に選挙証の交付を受けて、あわせて自動る、こういう方式をとっておるようです。これも参考資料にあります。

常に厳しい取り扱いがされておるわけです。 がされて無効思はかなり駆決されるというふうに すか、そういう点があって、投票用紙を含めて非 違ってかなり厳密に公正にそして厳格にといいま か定義といいますが、これはヨーロッパなんかと とについての思想といいますか考え方といいます 質からもお話がありましたように、選挙というこ 思いますけれども、日本の場合は、午前中朝日委 こういうことからすれば、 维かに時間的な節約

と思うんです。

かという気もするわけです。 けですから、今日思い切った発想の転換を行っ らありました。もう敬後五十年過ぎたわけです が、こういう意見も在外に住んでおる代表の方か 投票方法を考えていい時代に来たのではないです 者の利便のためにもファクス投票なんかの新しい しなきゃいけないでしょう。しかし一方では有権 すが、これまでの厳格な選挙制度を確かに維持は 先般、これも参考人からの意見であったわけで 日本国民もかなり選挙には智慧をしてきたわ 新しい投票方法を考えてもいい時期ではない

てひとつ大臣の御所見をお伺いしたいと思うんで 今度の法或正とは別ですが、こういう点につい

ば、それは当然前向きに検討すべきことでござい と考えております。将来ということでありますれ でございますから、それは十分研究をいたしたい か、投票しやすい条件整備をするというのは音楽 考にし、また在外邦人の投掛に関する便宜という 〇国務大臣(上杉光弘君) ドイツの例を引かれる れば、十分諸外国の例等は参考にすべきものは参 したが、この点については、将来ということであ

職等もされておることでございまして、それらに ついても十分合研究をいたしておるところでござ 論でもお答えいたしましたように、そのような実 また、ファクス投票等については、午前中の議

うに努力を今後も積み重ねてもらいたいと思いま ○建辺四郎君 ぜひひとつ一票でも有効になるよ

> ていますが、幾つかの事例に沿って何ってみたい カ月以上住所を有する者であることが要件となっ の所在地を管轄する領事官の区域内に引き続き三 次に、選挙人名簿の登録についてですが、本人

うな人の場合、その都度登録の中間をするのかど りますから略したいと思うんです。 うなのか。それから三つ目が、名簿登録時の住所 くらいか、それが本人もわかるようになっておる か。それからあと四、五は質問を予定しておりま めに名録の更新特何らかの子様を要するかどう の五地から日地に転居した場合、選挙権行使のた 国が変わったりあるいは住所が移動したりするよ かどうか。それから二つ目に、年に一、二回以上 したが、これは朝日さんの質問で答弁になってお まず第一点は、在外選挙人能の有効期間ほどの

この三点についてひとつお尋ねしたいと思うん

年以上を確保したいと思いますし、また、設ける を含めまして検討をしたいと考えておりますが、 期限につきましては、有効期限を付するかどうか ております。 伝わるように対応策を講じたいというふうに思っ ことになりましたら、その旨が選挙人にちゃんと 〇政府委員(牧之内隆久暑) 在外選挙人証の有効 有効期限を仮に設けます場合におきましては、七

は五年で削除するということとなっておりますけ ありましたけれども、これまでであれば長期間海 こと、国境を越えて転居をした場合でもこの在外 れども、より長期に海外に在住している者の在外 外に在住している人は住民基本台帳制度において いて、これは明日さんの方からも午前中ちょっと したわけですが、戸籍の附幕の信頼性の問題につ ○渡辺四郎君 これもちょっと後から質問を追加 選挙人証は有効であるということでございます。 せんので、同じ国内で転居した場合はもちろんの を有していることが登録の継続要件ではございま それから、一座登録をされますと、これは住所

> わけですから、戸籍の所票によって対応せざるを では住所がどこかわからないという部分もあった のように対応するお考えがあるか、この点につい いては記載の正確さ等の信頼性が十分なのかどう 得ないと思うんです。ところが、戸籍の附那につ ことがあるかどうか、あるいは遺漏についてはど を聞いておりますが、この点について調査をした 選挙人名簿の登録について、現在、 なのか実際のところかなり問題があるように私ど 午前中のあれ

とで考えております。 これらの方々につきましては、木輪域の住所地で れる方は最終任所地に確かに住所があったという すので、海外へ出られてから五年以上たっておら その住民県の除窓の保存期間が五年間でございま いますが、年前中お話し申し上げましたように、 録市町村は原則として最終住所姓の市町村でござ 〇政府委員(独之内隆久君) 在外遷琴人名簿の登 て説明願いたいと思うんですが。 の在外選挙人名簿に登録をしていただくというこ ことが確認をできないということでございます。

ような形で致合改正をしたいと考えておりますの になります。 町村の在外選挙人名簿に登録をされるということ をしている間はずっと保存ができるようにという 間を長期間に延ばしまして、いわばその方が生存 れる方につきましてはこの住民語の除語の保存期 法の施行命を改正いたしまして、今後海外へ出ち で、今後海外へ出られる方は必ず最終住所域の市 ただ、この制度ができましたら、住民基本台帳

者等の選挙権の気格事由に類すること等も付され ろいろ記載事項等が変更になりましたときには本 という仕組みをとっているわけでございます。 どうかを確認しながら選挙人名博への登録をする ている。それをもとにして実際に選挙権があるか けでございますが、また、戸籍の附幕には常治産 期に記載してもらうという仕組みをとっているわ 籍地の市町村に通知をいたしましてその戸路の附 戸籍の財票につきましては、住民基本台帳でい

る、幸いにしてと申しますか、私どもはそこが不 のは聞いていないわけでございます。 正確であったというようなことでの問題というも とは正面などころないわけでございますけれど

障が登録をされているものというふうに考えてい 用意されておりますので、それによって公正に名 仕組みによりまして、相互チニックによって、自 れは選挙人名簿を登録しましたら公告確覧という そういう不正確な配載等があります場合には、こ をされているだろうと思っておりますし、また、 るところでございます。 と、これにつきましての異議申し立て等の制度が は登録されるべきでない人が登録をされているこ 分が選挙人名簿に登録されていないこと、あるい したがいまして、法律に従いまして適正に処理

ださたいというふうに実は思っておるところで ひひとつ掌握をするような方向で努力をしていた か。在外公館の方とも十分連携をとりながら、世 けれども、そこらは最大限どうして把握をする おるんじゃないか、そういう心配をしております か知ることができないという在外在住者もかなり していてもやっぱり所在をつかめないといいます ついてはなかなか難しさがあると思うし、期待は ○建辺四郎君 もう非常に長期にわたる人たちに

戸籍の附幕の正確性につきまして調査をしたこ です。遅くとも二〇〇一年の参議院の通常選挙か る国政選挙から適用されるということになるわけ とでございました。法案から私自身が考えてみる 受けどめてひとつ慎重にやっていきたいというこ たでもというようなこともありますが、十分重く て、大臣は、「可及的返やかに」というのはあし 選挙等については「本法にこる在外選挙の実施状 と、この法案によると成立後二年以降に実施され る措置を請するものとする」との所帯決議につい りました。私は、家議院股階での余参組帯区議員 なりますが、その次の国政選挙からは暫定的な制 らは在外邦人による投票が実現するということに 洗を踏まえ、可及的返やかに在外選挙の対象とす 次は、午前中からいろいろ大臣からもお話があ

す。

・ はお聞きをしてみたいと思う人では実練することになるというふうにこの財帯決議そのものを私自身は解釈をするわけですけれど、大臣、午前中のお考えとお変わりないでしょうか。もう一度お聞きをしてみたいと思う人で、

○国務大臣(上杉光弘者) 午前中申し上げたこと

問題は、自治省でも役所でも、当分の間として、 随分おしかりを衆議院で受けまして、「当分 で、随分おしかりを衆議院で受けまして、「当分 されました。

日本語は大変難しいというのか、変異が非常に 日本語は大変難しいというのか、変異が非常に を受けとめていることに違いはありません。さは も受けとめていることに違いはありません。さは 地度の問題でもございますがら、これは慎重に対 心してまいらなければならない。しかし、「可及 心してまいらなければならない。しかし、「可及 の返やかに」というものの趣旨を離まえて対応すると議会でお答えしておる以上は、そう十年も二 十年もというものではなかろう。ただ、初めての 半球、返外権の行使は民主主義の根幹をなす選挙 地度の問題でもございますから、これは慎重に対 の返やかに」というものの趣旨を離まえて対応すると議会でお答えしておる以上は、そう十年も二 であるとか対応すべき点だとかいろんなことがま であるとか対応すべき点だとかいろんなことがま た、私は知恵が出てくると思うんです。

そういうものを含めまして、在外邦人の皆さんだ選挙するに在外公舗の選挙事務というものを見さわめ、また選挙するに在外公舗の選挙事務というものがスムーズにいくというその見さわめができるならばこれはいつでも導入すべきだという判断を私はいっておるわけでございまして、年前中からございましたように、気持ちにはいささかの違いもございましたように、気持ちにはいささかの違いもございません。

第一歩を踏み出して、小選挙区制あるいは参議院表でまず経験をさせていただらまして、ここからただ、初めてのことでございますから、比例代

の選挙区制、それにも導入できるならまことにあったいものだとむしる私はそう思っておるわけっかたいものだとむしる私はそう思っておるわけでございます。「可及的速やかに」という財帯決議は重く受けとめ、このことを受けとめた私の立議は重く受けとめ、このことを受けとめた私の立場がらすれば、選挙権の行使という大切なことであったいますからこれは衛連解をいただされてはございませんので、それは御連解をいただされてはございませんので、それは御連解をいただされてはございませんので、それは御連解をいただされていませんので、それは御連解をいただされていませんので、それは御連解をいただされていませんので、それは御連解をいただされていませんので、それは御連解をいただされている。

○選辺四郎君 せれでは、最後に大臣にぜひひと

この法案とは関係ございませんが、十八歳選挙 この法案とは関係ですけれども、今日までの採売の関係でなかなか難しさもあるというふうな言わた方をしてきたわけですけれども、政治参加の機会でなかなか難しさもあるというふうな言わた方をしてきたわけですけれども、政治参加の機会をふやすということで、若い人も責任を持つとなるをふやすということで、若い人も責任を持つとなるをふやすということで、若い人も責任を持つとなるをふやすということで、若い人も責任を持つという一つの法案とは関係ございませんが、十八歳選挙をおりませんが、十八歳選挙を持つという。

○有働正治者 まず、大臣に基本的な見地を機つ を後にお願いをして、終わりたいと思います。

ど述べられました憲法の精神から言えば本来の姿

当分の開比例代表選挙に限るとしている点、先は

ではないという認識だと思うのでありますけれど

選挙権は、言うまでもありませんで、国民国有 の権利でありまして、国民主権と議会制民主主義 の権利でありまして、国民主権と議会制民主主義 るというのが憲法の精神であり基本原則だと考え るというのが憲法の精神であり基本原則だと考え るわけでありますが、この点について、大臣、ま もわけでありますが、この点について、大臣、ま す基本見地だけ知何いいたします。

○国務大臣(上杉光弘君) そのとおりでございます。

○有機正治署 現在審議中の本法案は、海外に在 使する日本国民がこれまで公選法の規定によって 使を可能にするものであります選挙権の行 使を可能にするものであります。

対象選挙を当分の間外参の比例代表選挙に限るという問題点は持っているわけでありますが、国民の権利を拡大する点では一島前進だということ民の権利を拡大する点では一島前進だということ民の権利を拡大する点では一島前進だということで表どもと、海外在住の日本国民の選挙権について永どもも、海外在住の日本国民の選挙権について永と書き合めて選挙権行使の法的保険を連やかにやさるべきであるということで、他党派とも協力しながら海一緒に取り組んできたところない。

さて、対象選挙の問題であります。当分の問数 さて、対象となる選挙に限るとしている問題でありますが、これにつきまして目升進が衆参の両院議長また内閣検理大臣、自治大臣を含みまず関係大臣に提出した妄望書の中では、「この改正においては、選挙権が国民主権の柱であることを考えれば、対象となる選挙は国教選挙の金赦に及ぶべきであり、議院の一部あるいは特定の形態の選挙についてのみ保障するとの方策を探るべきではない。と指摘してその実現を異望しているわけで、これは当然のことだと考えるおけであります。当分の関数さて、対象選挙の問題であります。当分の関数

も、この点、大臣いかがですか。 も、この点、大臣いかがですか。 きるの規定はおよそすべての禁制を禁止したもの ではなく、会理的な理由に無づく禁制については とした上で、「但し、人種、信楽、性 神でになく、会理的な理由に無づく禁制については ではなく、会理的な理由に無づく禁制については ではなく、会理的な理由に無づく禁制については といるものと解ざれております。

の及ばない地域における投票でありますことかいては、町内から減く触れて、また食が国の主権でございますが、国外における環境後の行使につて同、在外選挙制度を創設することとしたもの

ら、公正、公平、連切な選挙を実現するためにはら、公正、公平、連切な選挙を実現するためにはら、公正、公平、連切な選挙を実現するためにはいと思います。

その上で申し上げますが、このような状況のもとで実施をされます在外選挙においては、附別において対象選挙を当分の間の暫定情質として比例おいて対象選挙を当分の間の暫定情質として比例のことを受賞が構指機のとおりでございます。このことをもって責ちに表えております。

○有側正治者 ですから、今、大臣も述べられた 点からいえば、本来はすべての国政選挙に適用さ れる方が望ましいという立場であることは明確な わけでしょう。

○国務大臣(上杉光弘素) 日本国で国民の権利と して投票権がちゃんと認められておる以上はそう することが当然のことと存むますが、しかし今回 とでこのような法律になったことについては何理 とでこのような法律になったことについては何理 とでこのような法律になったことについては何理 とでこのような法律になったことについては何理

○有機正治器 本来のあり方はすべての選挙だと

そこでお募ねしますけれども、かつて政府が一を上へ四年に在外が人の選挙権行使のための法案を上へ四年に在外が人の選挙権行使のための法案をとも、この八四年の法案のときで見ましても、後とも、この八四年の法案のときで見ましても、後とも、この八四年の法案のときで見ましても、後とも、この八四年の法案のときで見ましても、後とは、今回の選挙から成っていたわけであります。

なぜ、今回の政府案では参議院の選挙区選挙に 適用しないか、こういうことになるわけで、その も対ちな理由を明鋭にして網得いく理由があって も示しいただきたいと思います。

〇政府委員(牧之内隆久君) 昭和五十九年に法案

住されているという状況になっております。 別にございまして、しかも世界各地にくまなく居外の対象者、有権者の数が格以上にふえている状を提案させていただきましたときと比べますと様

個指摘のように、参議院の選挙制度は当時と大 をめぐります側接着を関係して、一位を をめぐります側接着を をめぐります御論議を活発になったところでございます。その後、平成六年ごろから各党のこの問題 をめぐります御論議を活発になったところでございます。その後、平成六年ごろから各党のこの問題 をめぐります御論議を活発になったところでございます。その後、平成六年ごろから各党のこの問題 をめぐります御論議を活発になったところでございます。 ということで御提案の実施を因る、これが適当である ということで御提案の実施を因る、これが適当である ということで御提案のような条での御音機をお願 がしているところでございます。

○有働正治者 なぜ、前回放床業で比例、選挙区の有機正治者 なぜ、前回放床業で比例、選挙です。説明になっていないと私は思います。選挙です。説明になっていないと私は思います。選挙です。説明になっていないと私は思います。通挙をは考えるわけであります。それを投票するときに政党名で投票するだけであります。

情報の点で若干の量的な問題はあり得るかもし を改成中心の選挙になっているのが現実でもあ をで改成中心の選挙になっているのが現実でもあ とで改成中心の選挙になっているのが現実でもあ とで改成中心のと考えるわけであります。

というふうに解するわけにはいかないわけでありけに限定するという改存の事由というのは納得であるという政府の事由というのは納得でれませんけれども、そういう点からいって比例だれませんけれども、そういう点からいって比例だ

それから、よく情報の問題を本委員会でもしき それから、よく情報の問題を本委員会でもしき はいりまして、西部大学校というのは人国年と比べましても今日は国際的に非常 に発達していると私どもは考えるわけでありますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおりますが、ことにつきまして、ことに、ことは、というないというないがありますが、ことが、大学校の関節を基本を表する。

させていただいたところでございます。
させていただいたところでございます。
きせていただいたところでございます。

○有機正治者 今、選挙部長、把垂が困難という これは実態把握をする實務があると思います。 を要認いたします。

ネット、それから電子メール等々からいって、情報外ネットワークの代表を含めまして個意見をお演外ネットワークの代表を含めまして個意見をお演別ネットワークの代表を含めまして個意見をお演別ネット、日陰医の有関あるいはNHKの常星並送、の議事録を読みました。未議院でもやられて、衆議院の接職者がおっしゃられる御意見を断さますと、国際医の有関あることにも対象の体験者がおっしゃられる仰意見をお演別をおいたして、教養人として、教養人として、教養人として、

質の伝達が困難だということは、それをもって比較の伝達が困難だということは、それをもって比りいめば技術上の問題で選挙区への適用、こういうにのを先送りにすべきではないと、こういうに対抗な行上の問題で選挙区への適用、こういうものを先送りにすべきではないと、こういう地方ものを先送りにすべきではないと、こういう地方ものを先送りにすべきではないと、こういう地方をある。

た。 こういう当事者、参考人等々の御意見というの こういう当事者、参考人等々の御意見というの た。 なは、体験的あるいは研究を含めて専門的な は、私は、体験的あるいは研究を含めて専門的な は、私は、体験的あるいは研究を含めて専門的な の。

〇国務大臣(上杉光弘書) 在外部人の督祥に投票 い期待が書せられておりますことについては、担 外邦人の方々から在外選挙制度の実現に向けて熱 い期待が書せられておりますことについては、担 当する大臣として十分認識をいたしておるつもり でございまして、そのような御意向は重く受けと でございまして、そのような御意向は重く受けと のておるところでございます。

ございまして、在外公館から近く離れておれば郎 いてはその政治姿勢でありますとか政策を判断い の御警論を踏まえながら自治省としては努力をこ 題間もかかるという、お国柄の違いもあるわけで たすわけでございます。先ほどの議論にもありま 選挙区は政党についても有権者が判断をいたしま 我々はそういう意識に立っておりません。弊に、 れられましたが、政党とともに個人ということに からとなっておりまして、これが第一参である。 ただきたい。まずは暫定措置として比例代表選挙 便投幕に頼らざるを得ない、それでもそういう日 すが、また同様に、あるいはそれ以上に個人につ れる国外における投票制度の創設に向けて各党費 したように、片道早くて三日、緑ければ五日も一 ついては同じだと、こうおっしゃいましたが、 れまで積み上げてきた、これはひとつ御理解をい それから、委員は先ほど選挙区選挙のことに触 このようなことから、憲政史上国期的とも言わ

、こうい について、改党についてはおっしゃったように短でありま できるであろうかと、この心配は一方にございまいうこと なれば、じゃ、在外公館が選挙事務にすべて対応もって比 数がかかる、これが選挙区も含めてということに

そういうことも十分踏まえて、さすれば、情報について、政党についてはおっしゃったように無た力がある、それから宇宙からも電波が束る、ナレビもある、新聞もあると、こういうことかもし、新聞の行かない国もあるわけでございまして、公平性、正確性というものを国内と同じように求めるとするなれば、その点については、これはこういう形での判断をせざるを得なかった。 世界をいただきたいと思います。

〇有働正治者 そういう参考人その他の御要選、 だと匹割にしか保障されない選挙制度を完全に保 除していたださたい、こういう御要型があること を正れる重く受けどめて対応すべきだということ を正れる重く受けどめて対応すべきだということ を正れる重く受けとめて対応すべきだと思い ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神 ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神 ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神 ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神 ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神 ます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神

そこで、次に路を進めますけれども、特に選挙 をあということが今後の検討課題になってくると 思います。その点で、一つには選挙運動期間が指 が国に比べて短いという問題、これが一つのネックになっているという間という問題、これが一つのネックに会理が配着できるように期間を確保していく、 これについても参考人の方が当然そういう方向も が対限期であるということもお述べになったわけ 検討限期であるということもお述べになったわけ であります。

商権にお願いします。

「商権にお願いします。

「商権にお願いします。」

「おると思うわけでありますが、この点について

「のあると思うわけでありますが、この点について

「のあると思うわけでありますが、この点について

〇政府委員(就之内談久君) 選挙運動期間につき で 会者の政権委員(就之内談久君) 選挙運動期間につき で の政府委員(就之内談久君) 選挙運動期間につき で の政府委員(就之内談久君) 選挙運動期間につき で が各会級領協議の上、浙次短縮をされてきたと承 の のないたしております。

いずれにいたしましても、選挙運動の基本にかかわる問題でございますので、この期間の問題にかわる問題でございますので、この期間の問題にからましては、必要があればまずは各党各会派でかわる問題でございます。

〇有憲正治若 私は自治省としての見降もお聞き であれば、そういう技術的な問題の障害をなくし であれば、そういう技術的な問題の障害をなくし で表決の精神が適用されるというのが本来の姿 だ、そういう点では検討課題に当然人れるべきだ だ、そういう点では検討課題に当然人れるべきだ と私は思うわけであります。

るわけでありますが、いかがでございましょう ついて前向きに積極的に検討すべきだと私は考え も、ともかくも介護保険が導入されて、そういう は多々問題があると思っているわけですけれど 介護保険、今の政府が実行している内容について きりの方々の認定も公的な形で行われる。私ども ば導入されてくるわけです。そうしますと、存た う答弁もございましたけれども、介護保険が例え も拡充する、そういうことを含めて、この問題に の方々の郵便の創度の上で第三名の公的な認定等 制度が、システムがとられれば、寝たさりその他 認定するか等々についているいろ支管があるとい けであります。先ほどこの在宅の方々などをどう 方向で検討願いたいという要望が出されているわ けでありますが、同時に国内の要態といたしまし ても、この際、国内でも鄭便投票制度を拡大する それから、在外邦人の郵便投票の問題があるわ

しては実質上投票の手段が振われている状況にごったけられる、特に在宅寝たきり老人の方々につきまっ上げましたように、寝たきり老人の方々につきまったけましたように、寝たきり老人の方々につきまった。

重々認識をしているところでございます。 だめの力量の必要性につきましては、私どもも ざいますので、これらの方々の投票権を確保する

それを実現する方葉としましては、やはり在宅での投票制度というものになっていかざるを得ないと考えておりますが、そのためにはいろいろ魅いと考えておりますが、そのためにはいろいろ魅いまして、その一つといたしまして、全国的に公平に考たきり表入等の認定というものができ得なのか、またその公配制度というものができ得なのか、またその公配制度というものができ得ながはました。そういうところも私ども勉強してございました。そういうところも私ども勉強したがさいました。そういうところも私ども勉強しながら、この問題につきましては引き続き検討ををがら、この問題につきましては引き続き検討ををがら、この問題につきましては引き続きを得ながあるという。

〇有働正治者 それからもう一点、在外邦人の選挙に当たって、国内で制限されている戸別助開業 基めるいは文書等の選挙運動に関する禁止規定が がと考えるわけでありますが、これは当然 がと考えるわけであります。

はくべきではないかと思うわけであります。 とも言える戸別訪問の禁止を初めとする、べから とも言える戸別訪問の禁止を初めとする、べから とも言える戸別訪問の禁止を初めとする、べから とも言える戸別訪問の禁止を初めとする、べから での他規制推廃、こういう問題もこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題もこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題もこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題をこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題をこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題をこの際検討して をの他規制推廃、こういう問題をこの際検討して の人べきではないかと思うわけであります。

〇国務大臣(上杉学会会) 自由な選挙というのは の自由の問題、規劃撤廃の問題、それから群便投 等の問題はこの整検討課題に含めて前向きに検討 等の問題はこの整検討課題に含めて前向きに検討 等の問題はこの整検討課題に含めて前向きに検討 も、これについての見解をお飼いし、すべての回 も、これについての見解をお飼いし、すべての 自いして、質問を終わりたいわけであります。

> 当然のことでございまして、我が国は民主主義制 度のもとで選挙制度というものが成り立っておる したが、どこまで規制してどうするか、これは後 したが、どこまで規制してどうするか、これは後 ら政府が決策を出しましても、各党間の議論とい うものが素詰まり、合意が見られない以上は国会 で成立をしないわけでありますから、各党間にお いて自由な選挙に向かってどうされるかというの は、これは十分衝流議をいただきたい、こう考え ております。

表たきり老人等の問題については、同じ日本国 民であり選挙権を有しておられるわけであります ので、そのことが表たきりであるために行使でき ないということについては考えていかなければな らないことでございまして、これは検討するに少 しも否定をすべきものではございませんし、検討 していかなければならないことだと思います。た だ、全国におられる九十万人とも言われるこれら だ、全国におられる九十万人とも言われるこれら が、そういうことについての問題もありますか らか、そういうことについての問題もありますか らか、それらも十分見きわめた上でなければならか と思いますが、これは総合的な研究、検討をする と思いますが、これは総合的な研究、検討をする と思いますが、これは総合的な研究、検討をする と思いますが、これは総合的な研究、検討をする

それから、在外邦人の選挙の拡大につきましては、比別選挙だけでなくて、東参の選棒に選挙にもられた道筋でございます。ただ、いつの時点でそうするかということが大きな問題であろうかと思うするかということが大きな問題であろうかと思うするかもしれませんが、あるとすなば、そういうものを重く受けとめまして対応してまいりたいうものを重く受けとめまして対応してまいりたいうものを重く受けとめまして対応してまいりたいうものを重く受けとめまして対応してまいりたい

〇有側正治者をわります。

〇委員長(襄科藩治君) この際、委員の異動につ

して長谷川道郎君が選任されました。

本日、関野福君が委員を辞任され、その種欠と

○高橋令別者 自由党の高橋でございます。
○高橋令別者 自由党の高橋でございまして、このよう がお人の選挙制度の実現は当然である、このよう があるのは当然でありまして、このことから在 で、国民の会政権を確保するため適切な措置を要 で、国民の会政権を確保するため適切な措置を要 があるのは当然でありまして、私ど は、かねてから参拝の懸案でございまして、私ど は、かねてから参拝の懸案でございまして、私ど は、かねてから参拝の懸案でございます。

以下、法律案につきまして質疑を含せていただ。

えております。

りますが、この実現を喜び、かつ管回したいと考

から当然もっと早くというような認識を持っておたびの制度化は、憲法の要請、先進諸国の比較等

実は、主ず制度の総数について大臣等から何いましたかったんですけれども、今まで既に各番員からたかったんですけれども、今まで既に各番員からをして、私は先に皆川委員長にちょっとお尋ねをしたいわけでございます。

中央運管は、御承知のとおり、法律の第五条にでざいまして、今回の国政の比別選挙についてのでざいまして、今回の国政の比別選挙についてのでざいませばは、今回の国政の比別選挙についてのでざいませばは、今回の国政の比別選挙についてのにうな認識をお持ちであり、かつそれに対しているうな認識をお持ちであり、かつそれに対しているうな認識をお持ちであり、かつそれに対しているのような取り組みをされているのか、お何いしだいと思います。

〇参考人(智川迪夫書) 今お話にございましたように、中央選挙管理会は、衆議院及び参議院の比 例代表選出議員の選挙を管理執行する立場にござ の方法の周知あるいは選挙結果の基本かな公表等 を任務といたしておるものでございましたよ

ども、今回具体的な弦楽を中心にしているいる仰仰討議をいただいておったのけでございますけれぬ府及び各党において熱心に御検討を魅り、またこの在外選挙制度につきましては、かねてから

かと思いますが、まことに敬意を表する次第でご 検討いただいて最終的な段階に立ち至っているの

中し上げている次第でございます。 私どもといたしましては、国政選挙の本質からし た結果一つの成業になったわけでございまして、 勝取いたしました。まさにいるいる御酸論があっ 初の委員会の席において自給省御出局から説明を も、新しい委員が四月に任命されまして、その最 英は、その往案の中身につきましては、私ど 速やかにこの制度が確立されることを再期待

めて取り組んで言いらなければならないと思いま も外国における手続、しかも初めての経験が多う いろいろ苦労する問題も多いと思います。何分に ございますから、十分に我々としても気を引き締 もちろん、具体的な選挙の執行につきましては

をいただいて、また、私ども国内にあっては都道 外における具体的な事務を的確に執行するよう とがまず第一であろうと思いますし、その後、仕 注号について十分に有権者に同知させるというこ 正な執行をしてまいる。このような所存でござい 府県、市町村の透系管理委員会と一体となって適 に、これは外務省、在外公館等の全面的な物協力 しかし、何よりも貴重な一票でございますの その一票が適切に行使されるよう、投票の方

○高橋令則君 ありがとうございました。

とめておっしゃったものですから結構でございま 別な質問でと思っておったんですが、第六条の方 てまた管理をしていたださたいというふうに要型 ので、通切な運管ができますように御指導、そし 委員長は大変なベテランの方でいらっしゃいます す。いずれる重要な仕事でございますので、情川 はまた改めて何いたかったわけですけれども、ま を中し上げます。 実は、今委員長からお除があった後度は、私は

ざいました。 わざわざおいでをいただきましてありがとうご

> れども、今までも各委員からお話があったわけで 体的には本当は一緒にいった方ができればいいわ とはわかりますけれども、そうはいってももう全 やっていかないと、当面は比例で大変だというこ です。いずれ問題を整理して、そして具体的に けですから。 いるとなかなか近いようで違いように見えるわけ すが、例の小道拳区を早く実施するのは、聞いて 次に、部長にちょっとお祭ねをしたいんですけ

うではないのか、しておかなければならないので んだそういる問題点についておっしゃってくださ はないかと私は思っているんですが、少し踏み込 か、問題とかそういうものの整理ももう少しすべ るということについて具体的な検討というんです したがって、そういう意味で小選挙区目体もや

ますが、どの生地でどの程度の人がまず登録をさ 度でございますので、対象者が五十六万人おられ げているところでございますが、何せ初めての創 ましては、大臣からるるこれまでもお話を申し上 季に限って実施をしますということの理由につき なわけでございます。 れるのか、これも全く予想もつかないような状況 〇政府委員(牧之内等久君) 当分の同比例代表議

ということでございます。 手段によって行われたのか、これも実際に登録を 情報を把握され、あるいはその把握がどのような の中で具体的な投票行動というのをどの程度起こ 方、それぞれについて実態を見ないとわからない された方、あるいは投票された力されなかった はされなかった方がどの程度当該選挙についての でございます。さらには、投票をされる方あるい していただけるのか、これもまたわからないわけ また実際に、じゃ登録をされた方がこの仕組み

てはなかなか明確な時期というのを申し上げにく おりますように、「当分の間、」というのはいつ終 いわけでございます。ただ、国会の御食思として わるんだ、いつ踏み切れるんだということについ したがいまして、大臣から御答弁を申し上げて

きたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 部長からになかなか答 えにくいと思いますから私から答えます。

ございます。

法案というものを、政府は十分御覧向を承った上 でございますが、当然各党団の論議を待った上で 法案の成立は見通しが立たないわけでございま とおりでございまして、各党間の論議を私どもが で対応しなければならない。 して、その是非、そこの議論をしていただくわけ が、与野党を含めた話し合いをさせていたださま す。したがって、存党はもとよりでございます 焼び越えて政府から法案を提出いたしましても、 問題は国会の仕組み、政府との関係、御理所の

て登録をしていただくのか、投票平がどうなるの 六万とも言われる人たちがどれくらい選挙人とし か、在外公館の選挙事務がどうなのか、これは一 一歩の投票権の行便をしていただく。ただ、五十 今回はそのような意味で、在外邦人の方々に第

指摘をいただいているところでございますので、 またこの参議院でもたびたび各先生力からその御 私どももその意に辿うように、具体化するにほど の新帯決議も乗騰院ではいただいておりますし、 国見させていただきたい

がって、それから見て全くわからないというの 全体的な案はつくったことがあるんです。した お話がございましたけれども、五十九年ですか、 ますと、私がお聞きしたいのは、やってみないと O髙橋令則署 それはちょっと困った話だなと まいりたいというふうに考えております。 そういうものについてもう少し私は部長から素案 経過があるわけです。そして全、有儀委員からも わからないというだけではなくて、今まで長年の れからの諧遊債を進めます中でいろいろと詰めて ういうことを検討していけばいいのか、これはこ なきゃいかぬと思っているという程度のことは聞 挙区実施のためのいわゆる方策というんですか、 り事務的に、事務的というのは失礼ですかね、議 思って聞いているんですが、それはなぜかといい 的な、あるいはこういうふうなことを我々はやら も、それだけの話ではちょっと残念なんで、やは

であります。

は程だもは目途を中し上げる段階ではございませ に」という陪帯法臓を欺議院でいただいておるわ ようなことにはならない。これは「可及的速やか んけれども、私はそんなに十年も二十年もという 解をいただきたい。 制というものはつくっておかなければならない、 對は十分させていただいて、対応できるような体 で、この比例選挙の経験を踏まえる中で研究、接 けでございますから、これを重く受けとめた上 このように考えておるわけでございまして、俳母 そして、その上で何回やるかというところまで まずは比例選挙からひとつ第一歩を踏み出させ

て、もう少し日が見えるように、そういう努力が 同じように、これはだれる、「当分の間」という 分の間、」といってもあれですよ、越質の問題と 強いわけです。そして、この法律だけでは、「当 から、別にそれは大臣とそんなに違うわけではあ ○萬橋令則者 案そのものには賛成しております ていただきたい、心からお願いを申し上げる吹節 必要ではないかということから申し上げたわけで のはもう水久かというふうな議論もあるわけでし りませんが、ただ、海外の皆さんは非常に要望が

んですけれども、部長からきちんと言ってくださ をしているのか、大臣から聞いてみたいでらいな んですが、そういう前提として外務省自体、今度 込んだ仕事として取り組んでいただきたいと思う んです。今までの考え方ではなくてもう少し踏み うちで、かなり私は大事なことではないかと思う さいのではないかと思うんです。外務省の仕事の 回の制度で外務省の校園というのは非常に私は大 の制度についてどういうふうな基本的なスタンス も、外務省にひとつお尋ねをしたいんですが、今 今度はちょっと別な角度でございますけれど

〇艶明員(内蔵昌平君) 外務者としましては、在 外選挙制度は海外の在僧那人にとって選挙権を行

を はまする という親点から重要かつ必要なものと認識しております。 神智識いただいている法案を得承認いただら、これが実施されることになれば、この意味で大きな前進であると認識しております。 在外選挙の執行管理に当たって在りを終め日帯な実施を發保しつつ、体別の楽術を初めとして退職なきを期してまいりたいと考えておしたして退職なきを期してまいりたいと考えております。

○高橋令則者 これも全体的な話ですけれども、 今の選挙制度の基本というのは、「「乗権的というん ですか、「職権主義だと思うんです。」できるだけ役 ですか、「職権主義だと思うんです。」できるだけ役 なやり方で職権主義ということに大体なっている などり方で職権主義ということに大体なっている などりないかと思うんです。

ところが今回の制度は、本人の申請が基本ということになっています。これは制度の中ではような感じがあるんです。よその関でも全部これは中間制なんです。したがって、申請主義の場合でやるということを変えて、申請があれば積極的でやるということを変えて、申請があれば積極的にやって、そして緩やかとは同じではない、違うと思うんですけれども、私も基本的な考え方のその基たんですけれども、私も基本的な考え方のその基たんですけれども、私も基本的な考え方のその基本を少し考えないと、今の制度を類に置いてやっていたのではなかなか繁しいんではないか、そういう認識をしているんですが、部長はどうですか。

○政府委員(教之内隆久君) 海外におきまして ・住民基本有報制度のようなものがございませ は、住民基本有報制度のようなものがございませ は、自分は投票したいという意識の高い方が登録 でみずから求めるだろう。そして、その手枚は機 でなされるんだから、そういう方々は選挙情報だっ なされるんだから、そういう方々は選挙情報だっ なされるんだから、そういう方々は選挙情報だっ なされるんだから、そういう方々は選挙情報だっ なされるんだから、そういう知指摘が午前中から なざいました。

そういう御倉見につきまして、私どもいやそうにならざるを得ないということでございます。 はなができております。この選挙順度の物の考えませんが、ただ、公平公正を旨として現在の選挙的度ができております。この選挙順度の物の考えましてもいろいろのを考えますと、現在側接ということでございました。 おども いそう はこう はん ここ に 自負力 りこうきして、 私どもいやそう ここ に 自負力 りこうきして、 私どもいやそう とこ に 自負力 りこうきして 、 私どもいやそう

います。
います。
います。

〇高標令則者。それから、これはちょっと違うん ですけれども、洋上投票制度の話がございました。 資料 れども、洋上投票制度の話がございました。 資料 を見たらシールドファクスというんですか、実験 を見たらシールドファクスというんですか、実験 を見たらシールドファクスというんですか、実験 ではなかなかいいことをやっているんではないか などいうふうにも見たんですけれども、一方では ないわけではないというふうなことを感じており ないわけではないというふうなことを感じており ます。したがって、これらについての見通しと か、あるいは当面検討しなければならないかがで いうふうなものがあれば、これは部長、いかがで いうふうなものがあれば、これは部長、いかがで いうふうなものがあれば、これは部長、いかがで いうふうなものがあれば、これは部長、いかがで

〇政府委員(牧之内隆久着) 船員の方々には現行 利用のもとでは特別な不在者投票の制度が設けられているんですが、特に長期間の航路に乗ってお ちれる方は投票用紙を送れないということで、現 実問題として投票権の行使ができないという間間 があるわけでございます。要するに、密密地に があるわけでございます。要するに、密密地に があるわけでございます。 要するに、密密地に があるわけでございまして、その一環として がすれないからシールドファクスというものを洋 上投票実現の金の青地方が実験をされたということでございます。 とでございます。

> 世界の秘密というものをどの程度のものとして が表るのか、シールドでかぶさっておりますけれ が表るのか、シールドでかぶさっておりますけれ で制度との中で基本的に大きな違いは、投票用紙 な給主義の唯一の関係になるというものをつくら ます。そういう新しい仕組みというものをつくら ます。そういう新しい仕組みということでござい ます。そういう新しい仕組みということでござい ます。そういう新しい仕組みということでございますが、一 のの展開題を解決するという手法はなかなか見出 しがたいんではないか。そこのところをどう乗り 越えるのか、どういう決断をするのか、非常に難 はえるのか、どういう決断をするのか、非常に難 はえるのか、どういう決断をするのか、非常に難

〇萬様令別者 何か資料を見ておりますと、事実上投票できない率が非常に高いわけです。したがって、今のような問題点はわかりましたが、何らかの形で奏型に沿えるよう、なお検討をしていたださないというふうに思います。

最後に一つ、これはちょっと私は申し上げなかったんですけれども、この制度を実現するためかったんですけれども、この制度を実現するためいるが、どんと求るんですが、これは地方に対すしたか、どんと求るんですが、これは地方に対すしたか、どんと求るんですが、全回は外務省とか中央調管とか、国自体もある程度やらざるを得ないるのが相当出てくるのかなというふうなことも何となく決然と私は思っているんですが、そういった財政計画についての考え方をどういうふういった財政計画についての考え方をどういうふういった財政計画についての考え方をどういうふうに今等えておられますか。

いうことでございます。そして、その基準につきいうことでございます。そして、神魔をするとして、川政選挙につきましては都道提供の選挙管して、川政選挙につきましては都道提供の選挙管は、いわゆる国政選挙についての制度でございまは、いわゆる国政選挙についての制度でございませ、いうことでございます。そして、その基準につきの政府委員(牧之内隆久君) この在外選挙制度

ましては、秋行経費基単法というもので具体的数 も担が生じないように適切に対応したいというか も担が生じないように適切に対応したいというか ましては、秋行経費基単法というもので具体的数 ましては、秋行経費基単法というもので具体的数

〇説明員(内藤県平君) 先生御指摘のとおり、外の説明員(内藤県平君) 先生御指摘のとおり、外でざいます。かつ、この典務は全く新たな追加的でざいます。かつ、この典務は全く新たな追加的であり追加的な努力が必要かと思っておりまして、今後とも関係各方面の知理解をいたださたいて、今後とも関係各方面の知理解をいたださたいと思っております。

〇政府委員(牧之内陸久君) ちょっと答弁を修正 させていただきますが、今回側提案を中し上げて させていただきますが、今回側提案を中し上げて させていただきますが、今回側提案を中し上げて は在外護率特別経費というものを創設することに いたしているところでございます。

失礼いたしました。

○出海真三君 改革クラブの岩瀬でございます。 本法案は、いろんな経過はあるにしても前進で 本法案は、いろんな経過はあるにしても前進で なべきことであろうというふうに思うわけでござ がますが、朝方来、公村委員を切の名委員からい かますが、朝方来、公村委員を切の名委員からい が連続ということで問題があるようでございま す。私もグブる点があろうかと思いますが、でき るだけそういう点を省さながら質問させていただ るだけそういう点を省さながら質問させていただ るだけそういう点を省さながら質問させていただ

ないのかなどいう気持ちでございます。一つは、対象とする選挙、これはやはり何回か

だいているわけでございます。そういう中で、私うにいろんな海外の人からのはがきや手紙をいたたことがあるんです。今回は手紙だけいただいたたことがあるんです。今回は手紙だけいただいたたことがあるんです。今回は手紙だけいただいたなことがあるんです。今回は手紙だけいたときに、ネットワーク代表の保抜さんという方からお話を聞いれる前にオーストラリアに行ったときに、ネッ

たお話はされたことがあるのかどうか、そういう では思うんです。こういう方が海外でそういう がそのときのことから今根ってみますと、 点をお話しされてこの楽ができているのかな、ま ネットワークをこしらえておるわけで、こういう 持っておらなかったようにそういう代表の方の話 選挙だけで選挙区選挙の方を外してという感じに 部長の方からお話しいたださたいと思いま 、比例区

だったと思いますが、もし間違っていましたら後 お話があったというふうに私ども聞いておるとこ からまず一歩を踏み出させてほしいというような 話をされましたときに、仮めて比例だけでもいい で修正いたしますが、ニュージーランド等を視察 討が再開をされた平成六年のころでございます されまして在外邦人の方々とこの問題についてお 〇政府委員(牧之内隆久計) いわばこの問題の検 ろでございます。 国会の選挙制度改革の特別委員会の先生方

うに努力をしているところでございます。 きましては私どもも回答をし御理解をいただくよ じまして海外の有権者の方々からいろいろ我が客 いは御意見等が寄せられておりまして、それにつ の取り組み状況とか実施時期についての要認ある また、私どもの方には、インターネット等を通

かったんじゃないか。それから、前にそういう楽 思います。私も今回手紙などいただいて、皆さ 〇岩瀬良三君 いろんな方の御意見があろうかと るのかなと考えておったわけでございます。 ん、これを分けることを会り前提に考えていな 一回出されたこともあるというようなこともあ

の七月がたまたま参議院の国政選挙があるわけな うかと思うわけで、そういうことからすると、こ すと、選挙区選挙についてはこれから初めての経 ども、そういうことを実施するための利用です 験だというふうなことでいろいる面倒な点もあろ んで、こういう選挙もひとつ自治省の方としても 先ほど来からのいろいろなお話を聞いておりま

枝 ども、その辺のお考えはどうでしょうか。 機会じゃないかというふうにも思うわけですけれ か、ひとつ具体的に、いろんな広報、周知、こう いうものが問題だということであればまた絶好の そういうことをお考えになっているのかどう

まして比例区選挙からという側意向等がほぼ私は ておりますように、各党いろいろな刺激論をされ ○国務大臣(上杉先弘君) もう繰り返し申し上げ の御意向というものを十分受けとめた上で対応を 上でこの法案についてどうするか、自治者は各党 固まっておろうかと思うわけでございます。その してきたわけでございます。

う申し上げましても国内と同じようになるなどと 選挙は、政党のこともございますが候補者個人名 返して申し上げておりますように、余参の選挙区 なければならない。 ようにと申し上げておりますが、緒外国のマスメ が周知をされなければならない。私は国内と同じ 所属しておる政党でありますとか、こういうもの あるいは販見でありますとか、あるいはその人の 名を記載し設備するための氏名でありますとか、 なれば、これは十分参考にしなければならない。 なく近づけるということについては我々は努力し いうことは大変難しいことであるう、しかし限り ディアの違いもあり事情も違うわけですから、そ は、今後の対応として参考にすべきことがあると を記載して投票する制度でございますから、個人 ただ、委員に御理解いただきたいのは、私練り 当然、おっしゃるように今回の選挙というもの

うことは極めて困難性がある、この点についても 御理解をいただけると思うのでございます。 せん。海外においてこれらの周知徹底を図るとい がございまして、十二日から十七日間しかありま その上で、しかし選擇には運動抵開というもの

を踏まえて今後の対応は十分しなければならない と考えております。 験は将来にわたる知恵でもございますから、経験 しかし、今日選挙をいたしますについては、経

〇岩瀬良三君 この問題はこれでやめますけれど

とか異論とかというのはなかったように思うわけ 今まで私議論をお聞きしまして、皆さん余り反対 ₹° 15 結局部外の皆さんに選挙権をということは、

気持ちで申し上げたわけでございます。 間を有効に活用していただいてその間にそういう ことであるならば、それぞれの選挙の行われる振 手段でもって問題があるわけなんです。そういう ついて技術的と申しましょうか、そういう方法、 の期間、こういういろんな創着、こういうものに いう意味で、手続または今大臣からお話しの展知 に困難だという点であろうかと思うわけで、そう ものをできるだけ克服していただければ、 ただ問題は、そういうことを実施するのが非常 こんな

う非常にわかりづらい話になってきておるわけで と存じます。これはもう結構でございます。 思っているんですけれども、そこまでいかないに 言うならば大臣が在任中という気持ちくらいに ございます。できるだけ「可及的連やかに」も、 来からありますように、「当分の間」、これはも 思いましたけれども、今大臣からもお話がありま しても早くそれを実施の方にお願い申し上げたい したので要型だけで街をせますけれども、 それからもう一つ、これはお答えいただこうと 先ほど

> る在外公館投票に向けて選次整備をしてまいる所 ます。こういうことを今具体的に、最初に行われ

存でしざいます。

わけです。今度は主体的なことをやるわけでござ 裏所になってその長がそれの管理人みたいになる が、今度は投票をする段になると、在外公館が投 て市町村の選挙管理委員会へ、経由機関。ところ と、登録するときには在外公館、領事官を経由し わけなんでございますが、今度の法律を見ます たりなんかしていますけれども、余り酔しくない ます。私ども在外公館のことについて、お邪魔し 質問でお答えがありましたが、大事な問題として 聞きしたいというふうに思うわけでございます。 取り組んでいただけるということのようでござい これ、今外熱省の方からも先ほど来高橋先生の 引き続いてもう一つ、在外投幕の点についてお

こういう形でいきました場合に、在外公館の原

点が問題になるのか、またどのような対応を考え ておられるのか。大きいところばかりではなくて 般的なところもたくさんあるかと思いますけれ 人的体制、こういう問題についてどのような

だければと思うわけです。

ども、そういうところを想定しながらお答えいた

ます。こういう面での予算の手当ても必要になり 節そのものも若干投票所に変わるわけでございま ればなりません。さらに、場合によっては在外公 作業量からいさまして在外公館にとってなかなか 〇説明員(内藤昌平岩) 私ごもにとりましても、 の負担になるという覚悟をしております。 すから、施設面の手当ても必要になろうかと思い その人員のトレーニング、これを事前に行わなけ まず、何といっても人員が必要になりますし、

これは国政選挙であるので、国政選挙の場合には 公館が直接その執行責任を負うのか。それとも、 は言うならば、在外公館で行われます投票は在外 挙をいつも想定しちゃうわけですけれども、これ 〇岩瀬良三君 そうしますと、我々は国内での選 の委託という形態になるのか。その対応はいかが 当然中央適量が負うわけですけれども、それから でございましょうか。これは自治者の方へお伺い した方がいいですか。

う事務であるというふうに考えておるところでご 宣が受け持ちます。また、具体の選挙になります 挙管理委員会に送付するというような事務を領事 受け付けまして、そして意見を付して市町村の課 ざいますが、これらの事務はいずれも心臓されて 公館の長が行うということになっているわけでご 投票用紙を市町村運管に送付するというのを在外 におきましては、在外選挙人名薄への登録申請を ○政府委員(独之内隆久君) 今回の在外通挙制度 行う事務ではなくて、公職選挙法の規定によりま と、投票記載場所を設けて、そして行われました して領事官なり在外公館の長が直接その義務を無

います。

O岩瀬良三君 そうしますと、在外公館の長がそ た大変なことであろうかと思います。

先ほど外務省の部長からお話がありましたけれ ども、外務省の方も人的要素の面、それから施設 の面、まだそういう形にはなっておらないんだろ うというように思うわけでございます。例えば、 そういうことはないと思うんですけれども、投票 としたんだけれどもそれに伴うトラブルがもし生 じた場合、その争いの対象は在外公館の長が受け るというようなことになっていくんでしょうか。 の故府委員(教之内権久君) 選挙の争級につきま しては、出選無効あるいは選挙無効の争訟の手線 が定められておりますが、これは相手力となりま すのは市町村選挙管理委員会でございまして、在 外公館の長や領事官がその被告になるということ はないということでございます。

〇岩郷良三君、具体的なケースではいるいる出て くるのかとは思いますけれども、我々も外国で行 われる選挙ですから、そんなに国内と同様のもつ さとか正確さというのは求めておらないわけでご さいますし、また選挙をやる方もそうだろうと思 うわけですけれども、やはり公正さとか基本的な ものについてそういう点が必要になってくるだろ うと思うわけでございます。

くお願い中し上げたいと存じます。

それから、在外公的における投票が著しく困難であるものとして収金で定める範囲というのがあるわけですけれども、これは自治者の方が定めるんでしょうか、領事官の方が定めるんでしょうか。また、その歌金で定める範囲というのはまだか。また、その歌金で定める範囲というのはまだか。また、その歌金で定める範囲というのがあるを考えておられるんでしょうか。

○政府委員(牧之内隆久君) 政令で定めます範囲 はつきましては、自治省、外務省で高級をして定 はたいと思っております。

その具体的な範囲につきましては、先ほど外務

ということでございますので、ちょっと一点だけ 上門能が懸念される地域、それから在外公館から 多くて在外公館投票が四罪な区域、それから治安 られたんです。三百キロも、來て來れない範囲で 得てまいりたいというふうに考えております。 こるがその類型になりますが、具体的な線引きに の基本としてどこら辺まで、在外公館でやるのが はないと思うんですけれども、そこら辺は考え方 当やはくらいあるよと、こういうことを言ってお なって、ロサンゼルスの中にいる人は片道でも二 〇岩瀬良三君 これからそういう線引きをされる う先ほどの大臣等の御答弁を踏まえまして結論を ちゃうんですけれども、そこら辺の考え方はどう 主なんだまということになるとかなり広くなっ お聞きしたいのは、この前、参考人がおいでに して、できるだけ有権者の利便に強すようにとい つきましてはこれから両省で十分協議をいたしま 省からお話がありましたように、在侵却人の数が でございましょうか。 遠隔地で投票が困難と思われる最域、こういうと

〇政府委員(表表内降久春) 政府案を提出いたし ・ はした機勝におきましては、公館投票が原則で解 ・ はした機勝におきましても政府としての考え方の ・ をだということが附替決議で付されました。そう ・ きだということが附替決議で付されました。そう ・ さだということが附替決議で付されました。そう ・ さだということが附替決議で付されました。そう ・ さだということが附替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さだということが財替決議で付されました。そう ・ さたというする方はそのまま ・ ことでございますが、有権者の利便というさともまた ・ ことでございます。

〇岩瀬良三君 今お聞きいたしましたのも、私は にそのあたりの具体の様引きはしていかざるを得 にそのあたりの具体の様引きはしていかざるを得 にそのあたりの具体の様引きはしていかざるを得 はって状況が違いますので、個々具体の見域ごと ないのではないかというふうに考えております。 基体に、では顕純でいくのか時間でいくのか、

いう考えを持っておったからでございます。方にしていかないといけないのではないか、そう郵便投票の方をできるだけ主体にするような考え

にういうふうに思うわけでございますけれども、 制度をやる以上できるだけ多くの方に後加してい しょうかっ その辺のところを目給省の方、いかがでございま ものをもっと広げてもいいんじゃないか。言うな での範囲というものの割合、考え方の割合という 非常によろしいと思いますけれども、鄭便、郭逵 うことで進められてきておって、そういう点では じゃないか。そういうことで今度の案も併用とい ただくことが必要なんだろうという立場に立ちま いうふうな考え方を持ってもいいんじゃないか、 らば、そららの方が主で在外公館での投幕が從と すと、これは製送をかなり入れないといけないん も、ただ外国の広い地域ということから考えて、 う点ではもうそうであるわけでございますけれど 在外公館での投票というのは、公正、確実とい

○政府委員(牧之内陸条名) 在外公舗投票でございますと、本人が公前に出向さまして、また投票とでございますので、公正という意味では転便投票よりもすぐれたものがあるというふうに考えております。また、郵便投票につきましては、実が国にはいろいろなこれまでの歴史と申しますか経期もございます。そういうことから、公庫投票区域という考え方は改めるつもりはございませんが、ただ、有権者の利便性ということからませんが、ただ、有権者の利便性ということからませんが、ただ、有権者の利便性ということからませんが、ただ、有権者の利便性というように対象を多くして郵便投票を少なくする人だというように思っております。

後票が三五%というような話を外務省さんとほしを有権者数に直すと進に大五%が郵便投票で公館を有権者数に直すと進に大五%が郵便投票で公館を有権者数に直すと進に大五%が郵便投票で公館を有権者数に直すと進に大五%が乗りたは、百七十五、具体的な割合はどうなるのかという当初のでございますが、遠隔地を含めないという当初のでございますが、遠隔地を含めないという当初のでございますが、遠隔地を含めないということ

ところでございます。ところでございます。ところでございます。

〇岩瀬良三岩 これで終わりにいたしたいと存じ

それからもう一つ、選挙公報なんですけれども、皆さん方の御査見聞いていますと、選挙会校 でこざいます。ただ、在外にお住まいになっけでございます。ただ、在外にお住まいになっけでございますので、何らかの広報的なもの、またで、この間参考人でおいていただいたように、エュースも日本と同時的に入る方もいると思いますし、そうでない方も先はど来のお話であるわけでございますので、何らかの広報的なもの、またはそのとさでない事前でもいいのであろうかと思いますけれども、この周知の点でひとつお答えいまたださまして、私の質問を終わりたいと思います。

そういう物理的な時間が無いということであるが、そんなように思うわけでございますが、どうか、そんなように思うわけでございますが、どうか、そんなように思うわけでございますが、どうでしょうか。

〇政府委員(牧乙内隆久差) 削度が実現をいたし ・ 本海外に出張をしましてその研修等を行いたいと を海が通じながらそれを活用していただくわけでご さいますので、パンフレット等の広報資料をつくりまし すので、パンフレット等の広報資料をつくりまし すので、パンフレット等の広報資料をつくりまし さいますので、非常につきまして連外居住 さいますので、事務につきまして回想をしていた だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども だくということも必要でございますので、私ども

特別区に関する連絡顕数の事務のほか、

市町村が

処理するものとされている事務のうち、人口が高

ふうに考えておるところでございます。 省とも掲載をしながらつくってまいりたいという 含るだけ対応できるような体制というものを外数 して有権者の方々から削脂会があれば、それにで いうふうに考えております。もちろん、そういう ことで創度あるいは現在の選挙の状況等につきま

〇岩瀬良三君 終わります。

すから、質疑は終局したものと認めます。 ○委員長(露科滿治君) 他に朝発言もないようで

いて御報告いたします 〇委員長(職科滿治君) この際、委員の異動につ

君が責任されました。 任され、その補欠として岩井國亞君及び太田豊秋 本日、下稲葉精告組及び国井正幸君が委員を辞

り度ちに採決に入ります。 〇委員長(基料補治者) これより対論に入りま 公職選挙法の一部を改正する法律業に賛成の方 一別に御食見もないようですから、これよ

(養成者奉主)

の発生を願います。

よって、本案は全会一致をもって原案がおり可決 すべきものと決定いたしました。 〇番員長(基料着治君) 全会一致と認めます。

れを許します。朝日確弘君。 朝日君から発言を求められておりますので、こ

共同提案による附帯決議案を提出いたします。 憲連合、日本共産党、自由党、改革クラブの各派 主党、民主党・新綠版会、公明、社会民主党・護 職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民 O朝日僕弘君 私は、ただいま可決されました公

楽文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律業に対 する門替決議(案)

ついて善処すべきである。 を創設するに当たり、その遊切かつ実別ある街 行を確保する観点から、政府は、左記の事項に 国政憲総の投票機会を保障する在外定等制度

> 一、衆議院小選奉区選出議員選筆及び参議院選 ものとすること。 建やかに在昇投票の対象とする措置を講する **外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り** 挙区提出議員選挙については、本法による在

できるよう、所髪の構像を講ずること。 の所在地から遠隔である地域に居住する通常 て、政命を制定するに当たっては、在外公館 人有解使投棄により選挙権を行使することが

三、在外影学人名傳への登録の手織、在外投票 者等に関する情報の提供に努めるものとする 執行に際しては、当該選挙が行われる旨の周 適切な措施を表すること。また、国政領学の 外選挙人その他の関係者に周知させるよう、 の方法等在外軍挙制度の仕組みについて、在 知を図るとともに、名徳届出政党等及び候補

医、在外選挙制度については、本法による選挙 の実施状況を勘案し、選挙の公正確保に十分 い制度となるよう、木断の見直しを行うこ 留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやす

五、改正に伴う各地方公共団体における選挙執 措置を属すること。 行経費の支出増については、的確かつ十分な

右決議する。

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま 〇委員長(薬科海治者) ただいよ朝日君から提出 以上でございます。 何とぞ委員各位の御務同をお願いいたします。

本財帯決議案に賛成の方の挙手を願います。 養成者が手

あります。

もって本委員会の決議とすることに決定いたしま よって、棚日君提出の附帯決議案は全会一致を 〇番貝長(薬科諸治君) 全会一致と認めます。

ただいまの決議に対し、上杉自治大臣から発育

尊重し、善処してまいりたいと存じます。

17、軽便投票を行うことができる区域等につい と存じますが、御景様ございませんか。 につきましては、これを委員長に働一任願いたい ○委員長(講科滿治君) なお、事査報告書の作成

杉自治大臣。 まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上

るほか、所要の規定の整備を行おうとするもので 魔しつつ特別区の自主性及び自立性を強化すると り、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配 わせて都と特別区との側の役割分担の原則を定め あります。 ともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あ 理由とその要質について仰説明申し上げます。 〇国際大臣(上杉光弘智) ただいま級題となりま した敗方自治法等の一部を改正する法律案の提案 この法律業は、地方制度調査会の答用にのっと

ります。 以上がこの法律家を提案いたしました理由であ

げます。 次に、この法律案の党員について御説明申し上

第一は、地方自治法の一部改正に関する學順で

に建じて、様と特別区との役割分担の原則に関す 事項として、都道府県と市町村の役割分担の規定 る規定を設けることとしております。 まず、都と特別区との役割分担の原則に関する

て、都資府県が処理するものとされている事務、 て、特別区を包括する広域の地方公共団体とし すなわち、都は、特別区の存する区域におい

〇国稿大臣(上杉光弘君) ただいまの附着決議に を求められておりますので、 つきましては、政府といかしましてもその感冒を ます。上掛自領大臣。 この際、これを許

う決定いたします ○委員長(霧科滿治君) 御界級ないと認め、 「異議なし」と呼ぶ者あり、 P.

> て、都が処理するものを除さ、一般的に、市町村 のとし、特別区は、基礎的な魅力公共団体とし

が処理するものとされている事務を処理するもの

とすることとしております。

次に、特別区の麻酔分合または境界変更に関す

び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて都 度に集中する大都市地域における行政の一体性及

が一体的に処理する必要のある事務を処理するも

猫を改正する法律案を緻想といたします。 〇委員長(職科潮治差) 次に、地方自治法等の

こととしております。

庭置分合または境界変更に重じた取り扱いをする る事項として、その手禁について一般の市町村の

として、都知事は、主として特別区の区域内に関

また、特別区における事務の処理に関する事項

する事務について、都の規則により、特別区の区

ものとする規定などを削除することとしておりま さらに、特別区財政調整交付金に関する事項と

豆の間の調整上必要な規定を設けることができる 定、都は、条例で特別区の事務について特別区相 長に委任して管理し及び執行させるものとする規

特別区財政調整交付金として交付するものとする としております。 等、特別区財政調整交付金の内容を規定すること の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的か 分、固定資産視及び特別土地保有税の一定額合を つ計画的な運営を確保するため、市町村民税法人 して、都は、都と特別区及び特別区租互間の財源

第二は、関係法律の整備に関する事項でありま

るものとするほか、特別区の起債制限に係る都と ります。 る一般財源の範囲に特別区財政調整交付金を加え て、年度間の財政関挙のために積み立て等を要す の運動を緩和するための改正を行うこととしてお まず、地方財政法の一部改正に関する事項とし

次に、地方税法の一部改正に関する事項とし 部はゴルフ場所在の特別区に対してゴルフ場

ほか、特別区が法定外普通権の新設及び変更につ 泉浴場所在の特別区は入場程を除するものとする 利用税交付金を交付するものとすること、及び拡 定を削除することとしております。 いて都の国意を得なければならないものとする規

所要の改正を行うこととしております。 律の整備に関する法律などの関係法律について、 清掃に関する法律、地方教育行政の組織及び運営 特別区への事務の移譲に関し、廃棄物の処理及び 関係法律の一部改正に関する事項として、都から に関する法律、地域保健対策強化のための関係法 さらに、都から特別区への事務の移譲に関する

規定の統備を行うこととしております。 最後に、地方自治法別表の規定の改正等所要の

投業理由及びその要旨であります。 以上が地方自治法等の一個を改正する法律業の 何とぞ、仙道即省號の上、連やかに御可決いた

終了いたしました。 だきますようお願い申し上げます。 〇委員長(叢科進治者) 以上で絶旨説明の認取は

はこれにて飲会いたします。 本郷に対する質疑は後日に限ることとし、本日

午後三時三十五分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。 、地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律家

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 を)の一部を次のように改正する。 (地方自治法の一部改正) 地方自治法等の一部を改正する法律

区に」を「、特別区について」に改め、同項に摂中「特別区に、同条第七項の規定は都及び特別 付し、同奏舞二項に項番号を付し、同条第三項 第二百八十一条に見出しとして「特別区」を

第二百八十一条の三に見出しとして「特別区

同条第三項を次のように改める。 の完め」に改め、同条第二項に項替号を付し、 に、「但し」を「ただし」に、「特別の定」を「特別 一項中「蒸く」を「基づく」に、「の外」を「のほか」 における事務の管理及び執行)」を付し、同条義

について準用する。 第一項の規定は、特別区の委員会又は委員

に次の一条を加える。 り、同系を第二百八十一条の七とし、同条の次第二百八十一条の三第四項及び舞五項を削

(都と特別区及び特別区相互の間の調整

第二百八十一条の八 都知事は、特別区に対 の基準を示す等必要な助言又は動告をするこ し、都と韓別区及び特別区相互の間の調整 上、特別区の事務の処理について、その処理

十一条の六とし、第二百八十一条の次に次の四 の議会の議員の定数」を付し、同条を第二百八 第二百八十一条の二に見出しとしてご特別区

(都と特別区との役割分和の原則)

第二百八十一条の二一緒は、特別区の存する区 れる事務を処理するものとする。 とされている事務のうち、人口が高度に集中 条第四項本文において市町村が処理するもの 区に関する連絡調整に関する事務のほか、同 見が処理するものとされている事務及び特別 **英団体として、第二条第六項において都道府** 域において、特別区を包括する広域の魅方公 する大都市職域における行政の一体性及び統 性の確保の観点から当該区域を通じて都が 体的に処理することが必要であると認めら

2 特別区は、無機的な地方公共団体として、 前頭において特別区の存する区域を通じて都 村が処理するものとされている事務を処理す が一体的に処理するものとされているものを るものとする。 除き、一般的に、第二条第四項において市町

都及び特別区は、その事務を処理するに当

2 前項の規定により特別区の整骨分合をしよ うとするときは、都知事は、あらかじめ自治 大臣に協議しなければならない。

公共団体の中観に基づき、自治大臣がこれを 変更は、関係特別区及び関係のある普通地方 都と道府県との境界にわたる特別区の境界

関係市町村が協議してこれを定める。 財産処分を必要とするときは関係特別区及び

又は第三項の規定による処分をしたときは、 第一項の規定による届出を受理したとき、

め、直ちにその旨を自治大臣に通け出なけれ き、都知事が都の議会の議法を経てこれを定 特別区の設置は、当該市町村の申請に基づ

たつては、相互に競合しないようにしなけれ

(特別区の廃産分合又は境界変更

第二百八十一条の二一第七条の規定は、 については、適用しない。

第二百八十一条の医 市町村の糜骨分合义は境 変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事 界変更を許わない特別区の変置分合又は境界 その旨を自治大臣に届け出なければならな が部の議会の議決を経てこれを定め、直ちに

るときは関係特別区が、前項の場合において 第一項の場合において財産処分を必要とす

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議に 方公共団体の議会の議決を経なければならな ついては、関係特別区及び関係のある普通地

ければならない。 に、これを国の関係行政機関の長に通知しな 自治大臣は、直ちにその旨を告示するととも

項の規定による告示によりその効力を生す? 第一項又は第三項の規定による処分は、前

都内の市町村の区域の全部又は一部による

受理したとき」と、舜七項中「第一項又は第三 とき」とあるのは「強人項の規定による漏出を 単用する。この場合において、第二項中「前 項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは たとき、又は第三項の規定による知分をした 第六項中「第一項の規定による届出を受理し 魅力公共団体」とあるのは「当該市町村」と、 の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通 及び前項の申請又は協議」とあるのは、第八項 るのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項 項」とあるのは「第八項」と、「原質分合」とあ は、前項の規定による特別区の設置について 「第九項において学用する前項」と読み替える 第二項及び第五項から第七項までの規定

なければならない。 れを定め、直ちにその官を自治大臣に届け出 に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこ う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わな いものは、関係特別区及が関係市町村の申請 都内の市町村の廃産分合又は境界変更を伴

11 第二項及び第四項から第七項までの規定 「前項」とあるのは「第十項」と、「應置分合」と は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」と 届出を受理したとき」と、第七項中。第一項又 ある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町 第五項中「飾一項、第三項及び前項の申請又 関係特別区」とあるのは「、関係特別区」と、 あるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項 あるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」と は、動項の規定による特別区の境界変更につ あるのは「幾十一項において準用する財産」と をしたとき」とあるのは、第十項の規定による 受理したとき、又は第三項の規定による処分 村」と、第六項中「第一項の規定による屈用を 類において進用する前項の譲渡と、「関係の 社協議」とあるのは「第十項の申請又は第十一 の場合において計算処分を必要とするときは いて準用する。この場合において、第二項中

読み替えるものとする。

項、第三項、第八項及び第十項の場合におい 12 この法律に規定するものを除くはか、第一 第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の 頭」と、箭九十一条箭四項中「蘇七条第一項又 るのは「第二百八十一条の四第六項及び第七 同条第六項中、第七条第六項及び第七項」とあ とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、 び第十項」と、河条第二項中「第七条第三項 項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及 六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一 項及び同条第十一項において準用する同条第 び第六項」とあるのは「第二百八十一条の四部 第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及 第九十一条第四項の規定の適用については、 第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに 規定による特別区についての第九条第七項。 て必要な事項は、政令でこれを定める。 第二百八十二条を次のように改める。 は第三項」とあるのは、第二百八十一条の四条 一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十 頭、第三項、第八項又は第十項」とする。

4 自治大臣は、必要があると認めるときは、 の特別区財政調整交付金に関する事項につい で自治大臣に報告しなければならない。3 都は、政令の定めるところにより、第一項

第一項の特別区財政関整交付金に関する事項第一項の特別区財政関整交付金に関する事項

項番号を付する。「職がなければ」に改め、同項及び同条第三項に認会)」を付し、同条第三項中「きかなければ」を設会)」を付し、同条第三項中「きかなければ」を設会)」を付ける。

第二百八十三条に見出しとして「(市に関する第三項」に、「、委員会又は」を「報用の定め」に、「、委員会又は」を「解別の定め」を「解別の定め」を「解別の定め」に、「、委員会又は」を「又は委員会差条第三項」に、「、委員会又は」を「又は委員会差条第三項」に、「、委員会又は」を「又は委員会としくは」に改め、「同項及び同条第三項」に収得する。

別区の共同処理」に改める。

別区の共同処理」を「市町村又は特別区の共同処理」を「市町村の共同処理」を「市町村及が特別区の長」に、「市町村の委員会」を「委員及び特別区の事務」に、「市町村の委員会」を「委員及び特別区の事務」に、「市町村の事務」を「市町村及が特別区の非同処理」に改める。

別区の職員」に改める。「芝は特別区の職員」を「芝は特別区」を加え、同条第三項中「の長」を「芝は特別区」を加え、同条第三項中「の長」を「芝は特別区」を加え、同条第三項中「市町村」の下に

第八号の二を次のように改める。 第八号の二とし、第八号の四及び無九号の三を 第九号の四を東九号の三とし、第九号の三を 東市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び 東市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び 東市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び がにあつては、特別区の行う国民健康保険事業 の運営につき、条例で、特別区相互間の調査上 の運営につき、条例で、特別区相互間の調査上 の運営につき、条例で、特別区相互間の調査上 がよる」に改め、同表 第二十個号の二を次のように改める。

二十四の二一般除

改め、「処分」の下に「又は森林組合等による調及が森林病害虫等」に、「又は」を「若しくは」にを、、財除実施基準の作成について意見を述べ、を、、財除実施基準の作成について意見を述べ、

次の一号を加える。 次の一号を加える。

二十五の十一 特定産業業積の活性化に関ナ る臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の る臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の 定めるところにより、高度化等計画若しく は高度化等円滑化計画の承認に関する事務を行 は進出円滑化計画の承認に関する事務を行 い、承認事業者者しくは承認商工組合等に い、承認事業者者しくは承認商工組合等に い、承認事業者者もくは承認商工組合等に い、元記事業者者もくは承認商工組合等に い、元記事業者者もくは承認商工組合等に い、元記事業者者もくは承認商工組合等に い、元記事業者者もく により、高度化等計画若しく は、元記事業者もしく は、元記事業者を行い、並びに がして必要な指導及び助言を行い、並びに から実施状況について報告を求 めること。

加える。

より、運輸大臣が行う日本鉄道建設公団の上土五年法律第七十一号)の定めるところに二十六の八 全国新幹線鉄道整備法(昭和四二十六の八

し、同号の次に 単に要する費用の一部を負担すること。 を削り、第二十 及び日本鉄道建設公田の新幹継鉄道建設工 工事実施計画の認可について食見を述べ、

別委第一第二十八号の十六の次に次の一号を

二十八の十七 密集市後域における財災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律の整備の促進に関する法律(平成九年法律を行い、認定事業者から認定維替計画に扱って建築物の建物の建物を行い、認定事業者から認定維替計画に扱っ、及び設定選替計画に従って建築物の建物を指置を命じ、並びに建始を配案を指置を命じ、並びに建築物の建物のの建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検索を行うこと。

□十三の四 森林病害虫等防除性の定めるところにより、都道府県防除実施基準、樹種転換促土七号)」を加え、同号中□十三の個を□十三の面とし、□十三の画の次に次のように加える。別妻第二第二号十の三中「魔衆物の処理及び清暑に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第百三別妻第二号十の三中「魔衆物の処理及び清暑に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第百三

等について意見を終べ、並びに地区実施計画を作成する等の事務を行うこと。 連指針及び地区防除指針の作成並びに高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定。

「十四の穴とし、「十四の穴を二十四の心とし、二十四の穴の次に次のように加える。別要第二第二号中二十四の穴を二十四の穴を二十四の穴を二十四の穴とし、二十四の心を

□上四の六 特定産業業積の活性化計画又は特定中小企業集積活性化計画について接続すること。 する基盤的技術業業業積活性化計画又は特定中小企業集積活性化計画について接続すること。

(三十五) 外国人規光旅客の来勤地域の多様化の促進による国際観光の採興に関する法律(平成三十五) 外国人規光旅客の来勤地域の多様化の促進による国際観光の採興に関する法律(平成三十五)

近今に関して食見を述べること。 近今に関して食見を述べること。

領について意見を述べること。
領について意見を述べること。

別表第二第二号[]十六の十五の次に次のように加える。

「十大の十六」 密集市街地における助災街区の整備の保護に関する法律の定めるところにより、延焼等危険建築物に関する居住安定計画に従る。 立いと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要なないと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要なないと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要なないと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要なないと認めるとき又は建競等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に関する事務を行い、防定所有者から認めるところにより、延焼等危険建築物に関する場合を放出した。

の定めるところにより、防災再開発促進地区の区域内における建啓計画の認定に関する事務二十六の十七一密集市街地における航災街区の整備の促進に関する法律及びこれに進づく数分

費く市町村に限る。)
費く市町村に限る。)

正必要な措置を継ずる等の事務を行うこと。 あり、意味市街担合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督 街区整備担合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督 上必要な措置を継ずる等の事務を行うこと。

別表第四第一号中三中(部道府県知事が行うものを除くご」を削り、何号中十九の十二を別表第三巻三号側中「(都にあつては、特別区立の義務教育指学校を含む。)」を削る。

も。 中九の中間とし、中九の穴を中亢の守とし、中九の宅を中九の穴とし、その次に次のように加え中九の中間とし、「先の中間を中亢の中間とし、中九の中間とし、「九の元を中九の子間とし、中九の元を中九の子間とし、中九の元を中九の元

必要な措置を清ずる等の事務を行うこと。(指定都市及び中核市の市長に収る。) 医整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等置者上災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更重びに合併物を配可し、並びに防災街

し、中国の国を中央の国とし、中央の国の表に次のように加える。

別表第四第一号中中九の内を中央の形とし、中央の国を十九の内とし、中先の国を十九の内とし、中先の国を十九の内とし、中先の国を十九の国と

(指力ない場合にその動告に係る事項の変更を命ずる等の事務を行うこと。(指定都両の市長した者に対して特定工場の設置の場所等に関し必要な事項について勧告し、及びその勧告に中九の三 工場立地法の定めるところにより、特定工場の新設等の屈出を受理し、その届出を主義の

別表第四第二号三十五の次に次のように加える。

工組合等から実施状況について報告を求めること。
「出生り、高度化等計画又は進出計画の承認に関する事務を行い、及び承認事業者又は承認的正十五の」。特定産業集後の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政会の定めるところ

印象第四第1号中国中七の国を削り、四十七の個を四十七の国とし、四十八の国の決に決のよう。

告する等の事務を行うこと。 受理し、及びその居出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧助災徴区整備地区計画の区域内において土地の区間形質の変要すを行おうとする者の届出を助工の内 密集市街地における財災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、

事を置く市町村の市町村長に限る。)事を置く市町村の市町村長に限る。)事を置く市町村の市町村長に限る。)事を置く市町村の市町村長に限る。)

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号) の一郡を次のように改正する。 第四条の三第一項中「東京都が地方債をも でその財源とすることができる」を「地方模法 では、政が、同条第二項中「東京都が地方債をも できる財源とすることができる」を「地方模法 に改め、同条第二項中「東京都が地方債をも できる財源とすることができる」を「地方模法 では、政権に、政権に、政権による。 第五条第一項中「東京都が地方債をも できる」を「地方模法

> 学権率以上である」に改める。 (特別土地保有税を除く。)の租率がいずれも標準で場げる税のうら同法第七百三十四条第一項 項に掲げる税のうら同法第七百三十四条第一項

次号)」を削り、「左の各号の一に」を「次に」に改 次号)」を削り、「左の各号の一に」を「次に」に改 める。

(地方報法の一部改正)

第三条 地方規法(昭和二十五年法律第二百二十

第七百三十六条第二項中「第五条第四項及び第五項」を「第五条第五項」に改め、同条第四項及びから第六項主でを削る。

(国民健康保険法の一部改正)

(市町村の合併の特例に関する狭君の一部改正) 九十二号)の一部を次のように改正する。 第百十八条を削り、第百十八条の二を第百十 八条とする。

本別に次の一条を加える。 本別に次の一条を加える。 市町村の合併の特例に関する法律(昭和

(航空模型料部与根法の一部改正)

第十三号)の一部を次のように改正する。 第十三号)の一部を次のように改正する。

ている市町村を含む。次条第一項第一号におい 第一条第二項中「その区域外に空港を設置し

空港を設置している市町村」を加える。 空港を設置している市町村」の下に「並びにその区域外にで同じ」を「特別区を含む、以下同じ」に改め、

(その区域外に空港を設置している市町村を合か。)」を加える。

第八条を削る。

(温泉法の一部改正)

第十人条の工業一項中「設置する市」の下に 第十人条の工業一項中「設置する市」の下に

長」を「長」に改める。 「東一県一県一県一県一県一県一県一県一県一県一県一県市「又は特別区」を、「足りる市」の下に「又は特別区」を加え、「市場、では特別区」を、「足りる市」の下に「又は特別区」を「長」を「長」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

区を含む。」」を加える。
区を含む。」」を加える。
区を含む。」」を加える。

衛保に関する**臨時指**微法の「部立II) (義務教育語学校における教育の政治的中立の

一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及が運営に関する法 第一条 地方教育行政の組織及が運営に関する法

第五十九条を次のように改める。

する法律の一部改正。(義務教育指学校の数料用図書の無償措置に関

置に関する法律〈昭和三十八年法律第百八十二 第十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措

豆)の一部を次のように改正する。 及び第十六条」に改める。 第八条を次のように改める。 第三条中、から第十六条まで」をつ 第十四条

なわなければ」を行わなければ」に改める。 以下同じ。)町村」に、「行なう」を「行う」に、「行 第十五条を次のように改める。 第十条中で、市町村」をで、市(特別区を含む。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十二条 大気汚染財止法(昭和四十三年法律第 区を含む。沃坂において同じ。」を加える。 九十七号)の一部を次のように改正する。 「都市計画法の一部改正」 第三十一条第一項中「定める市」の下に「(特別

第十三条 都市計画法(昭和四十三年法律節百分 の一部を次のように改正する。 第八十七条の二の見出しを「(都等の特例)」に

改め、同条に次の一項を加える。

3 都知事は、第八十六条第 項の規定にかか ることができる。 わらず、同項の事務を特別区の区長に委任す

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部会

第十四条 操棄物の処理及び清掃に関する法律 ように改正する。 (昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次の

第二十三条の三を削る。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五条 水質污濁防止法(昭和四十五年法律第 三三十八号)の一部を次のように改正する。 る法律の一部改正 区を含む。次項において同じご」を加える。 (特定工場における公害防止組織の整備に関す 第二十八条第一項中「定める市」の下に「特別

第十六条 特定工場における公書防止組織の整備 那を次のように改正する。 に関する法律(昭和四十六年法律舞百七号)の

> 下に「とする。」を加える。 別区の区長を含むものとし、」を、「市町村長」の 第十四条中。市の長山の下に「飲命で定める俗

第十七条 地方自治法の一部を改正する法律(語 和四十九年法律第七十一号)の一部を次のよう に改正する。 (地方自治法の一部を改正する正律の一部改三)

財助第二十四条を削る。

合理化に関する特別措置法の一部改正) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理を等の

第十八条 下水道の整備等に伴う一般麻棄物処理 業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年 は、難」を削る。 都知事) | 及びに特別区の存する区域にあつて 法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第二条中、特別区の存する区域にあつては、

第十条を削る。

(浄化橋法の一部改正)

第十九条 谷化槽法(昭和五十八年法律第四十三 号の一部を次のように改正する。

第五十五条 削除 第五十五条を次のように改める。

伝律の一部改正 《水道原水水質保全事業の実施の促進に関する

第二十条 水道原水水質保全事業の実施の促進に 関する注律(平成六年法律第八号)の一部を次の ように改正する。

第十七条 削除 第十七条を次のように改める。

第二十一条 特定水道利水業署の防止のための水 (平成六年法律第九号)の一部を次のように改正 道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 域の水質の保全に関する特別措置法の一部改 (特定水道利水業当の防止のための水道水準水

第二十七条第一項中「定める市」の下に「(特別

区を含む。以下同じ。)」を加える。 (地域保健対策強化のための関係法律の整備に

第二十二条 地域保健対策強化のための関係法律 関する法律の一部改正 の一部を次のように改正する。 の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)

律及び存化情法」を「及び麻棄物の処理及び清掃 削り、「、廃棄物の処理及び消暑に関する往往 に関する法律」に改める。 有害物質を含有する家庭用品の無調に関する法 **曽別第十二条中で、化製物等に関する法律」を**

等に関する法律の一部改正) (容器包装に係る分別収集及が再座品化の促進

二号の一部を次のように改正する。

第四十一条

削除

第一条 この性律は、平成十二年四月一日から施 別表第二第二号中の三の送正規定並びに別表第 する改正規定、同奏第二十号の五の改正規定、 第八号の国及び徳九号の三を削り、第九号の四 号の二を削り、勢八号の三を勢八号の二とし、 から別表簿四までの改正規定(別表第一中第八 行する。ただし、第一条中域方自治法別表第一 及び第九条の規定は、公布の目から施行する。 を第九号の三とし、趙九号の五を第九号の四と 三第二号の改正規定を除く。)並びに常則第七条 旧東京都制の効力)

第二条 地方自治性財団第二条ただし書の規定に いる事務に関しては、その適用はないものとす 法第二百八十一条の七第一項の想定により特別 に属する事務で第一条の規定による仮正後の地 の規定は、法律又はこれに基づく政会により市 審開(昭和十八年注律第八十九号)第百九十一条 よりなおその効力を有することとされる旧東京 区の区長が管理し、及び執行することとされて 別区が処理することとされているもの並びに同 方自治法第二百八十一条第二項の規定により特

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 容器包装に係る分別収集及び再商品

化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十 第四十一条を次のように改める。

施行期日

第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法 いては、なお従賓の例による。 ける同項の規定による一般財源の数の鋒定につ の無定について適用し、平成十二年度までにお の年度における回頭の規定による一般財源の額 第四条の三第一項の規定は、平成十三年度以後 (地方競法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の地方税法等 課するゴルフ場利用税については、なお提前の 対して課すべきゴルフ場利用種について適用 行日」という。)以後におけるゴルフ湯の利用に 苦三条の規定は、この法律の施行の日(以下「旅 し、麻行目前におけるゴルフ場の利用に対して

ついては、なお徒前の例による。 能行目前における入湯に対して濃する入湯税に 中入湯税に関する部分は、施行目以後における 入湯に対して謀すべき入場税について適用し、 第三条の規定による改正後の地方視法の規定

第一項の売渡し又は国条第二項の売銭し若しく 区だばこ税については、なお徒前の例による。 は消費等に係る製造たばこに対して課する特別 (航空機器料論与視法の一部改正に伴う経過括 施行目前に行われた地方機性第四百六十五条

第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料 年度分までの航空機燃料原与視については、 の航空機燃料適与税について適用し、平成十一 譲与根法の規定は、平成十二年度以後の年度分 お従前の例による。

する往棒の適用に関する事項の政争への委任 (器が施行日前に行った国出に係る一級原業物 処理施設についての廃棄物の処理及び滑指に関

第六条 報が施行目前に行った第十七条の規定に 財則第二十四条の規定により読み替えて適用さ よる改正前の地方自治法の一部を改正する法律 れる第十四条の規定による改正前の原興物の処

四条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清 後において引き続き保有している場合及び旅行 令で定める。 操に関する法律の適用に関し必要な事項は、政 に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以 により読み替えて適用される同法第九条の三第 理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定 日以後に特別区に譲渡した場合についての第十 項の規定による雇出に係る同法第八条第一項

第七条 施行日の前日において現に都又は鄱知事 引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。 関が処理し、又は管理し、及び執行することと 別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機 法律又はこれに基づく政令により特別区义は特 は管理し、及び執行している事務で施行日以後 若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又 (鼠肌に関する経過措置) なるものに従事している都の職員の特別区への (職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法 律の附肌において従前の例によることとされる する間肌の適用については、なお従前の例によ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

(戦令への委任)

第九条 附別第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の誰行のため必要な経過措置 は、敗令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の に加える。 部を次のように改正する。 第二百六十六条第一項に後段として次のよう

この諸類の建資は、第一二四〇号と同じである。

九項において準用する場合を含む。)」とする。 るのは、「第二百八十一条の四第六項(同条第 「第七条第六項《市町村の設置の告示》」とあ この場合において、第三十三条第三項中

> 四月十七日本委員会に左の案件が付託された。 一、船員の洋上投票実現に関する請願(第一二 四〇号)(第一二五二号)

絶員の洋上投票実現に関する請願 第一二四〇号 平成十年四月八日受理 請 顯 者 長野県小県都丸子町生田五、〇〇

四ノー

金井港正

能である。 秘密保持を図り洋上で投票することは技術的に可 民国有の権利を保障する上から必要なことであ るが、停泊時間の極端を気緒により上陸もままな 船舶や指定港における不在者投票が認められてい り、科学技術や通信手段の発達した今日、投票の に対して武器株行使の機会を確保することは、国 使することは困難な状況にある。このような船員 の投票用紙の郵送ができないこと等から、取り分 **らなくなったこと、長期間鎌寄港により外地から** け長期航海中の船員が現行制度の下で選挙権を行 洋上で働く船員は一般の不在者投票のほか指定 紹介議員 村沢

を行使することができる方策について検討し、所 要の措置を講ぜられたい。 ついては、我が国の船員が洋上において選挙権

船員の浮上投票実現に関する請願 第一二五二号 平城十年四月八日受理 紹介議員 小山 峰男君 請 順 者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上